

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（美浜発電所3号機並びに高浜発電所1号機、2号機、3号機及び4号機 設計及び工事の計画（火災防護基準の改正に伴う基本設計方針等の変更）【4】」

2. 日時：令和4年10月7日（金） 14時00分～17時05分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、中川上席安全審査官、西内安全審査官、
上原安全審査専門職

原子力規制企画課 火災対策室

齋藤火災室長、西野室長補佐、田邊火災対策二係長

関西電力株式会社：

原子力事業本部 保全担当部長 他14名（14名のうち、7名はTV会議システムにより出席）

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料－1 美浜3・高浜1～4号機 感知器BF設工認審査スケジュール
- ・資料－2 高浜発電所第1,2号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請 補足説明資料（抜粋）
- ・資料－3 高浜発電所第3号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請 火災防護設備の基本設計方針の見直しの方向性について
- ・資料－4 高浜3,4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請 設計基準を適用する火災感知器設計の整理について
- ・資料－5 高浜発電所第3,4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請 火災感知器配置図
- ・資料－6 高浜発電所第3,4号機 火災感知器増設に係る設計及び工事計画認可申請 補足説明資料（抜粋）
- ・資料－7 コメント管理表 美浜3号機、高浜1～4号機 感知器BF設工認
以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の西内です。それではこれから美浜発電所と高浜発電所の火災感知器バックフィットに係る設計及び工事計画認可申請のヒアリングを始めたいと思いますよろしくお願いします。
0:00:13	それでは関西電力の方から資料に基づいて説明をお願いします。
0:00:24	関西電力熊倉でございます。それでは資料についてご説明いたします。
0:00:29	まずは、右肩資料 1 をご覧ください。
0:00:34	1 ページ目をお願いします。
0:00:36	こちら美浜 3 号機及び高浜 1 から 4 号機の感知器バックフィット野瀬。
0:00:42	設工認の審査スケジュール案としてお示ししているものです。前回ご提示させていただいたものから、最新の工程ですとか、
0:00:52	そういったものを反映させていただきました。
0:00:55	主な変更点としましては、前回提出資料提出のみ実施したものは、三角の黒い色でお示しさせていただきました。
0:01:04	また、今回実施の 4 回目のヒアリング、
0:01:08	次回実施の 5 回目のヒアリングについては、第 410 月の第 4 週目に、計画ということで、変更しております。
0:01:18	本日は、第 4 回ヒアリング 10 月 2 週目のところですがけれども、丸を付してある項目ですね、こちらについて、順にご説明させていただければと思います。
0:01:31	ページめくっていただいて、右下 2 ページをお願いします。
0:01:38	こちら感知器バックフィットの設工認の審査における説明の観点整理表ということで、前回ご提示させていただいたものから一部文言は、修正させていただきます。
0:01:50	本日の説明対象としては、ピンクのハッチングでお示ししている部分になります。
0:01:56	ページめくっていただいて右下 3 ページ、別紙をお願いします。
0:02:02	こちらは、設計基準を適用するエリアの感知器設計。
0:02:06	の観点をおまとめしたものでございます。
0:02:10	本日は、高浜 34 号機の設計について説明させていただきたいと考えております。
0:02:17	なお、コメント、
0:02:20	先日、コメントいただきました。
0:02:22	ところですね。
0:02:25	資料、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:27	7、コメント管理表というものがございますが、
0:02:30	そのうちのコメントNo. 24、
0:02:33	マル三角×の判例について適正化することというコメントについては、
0:02:38	本日、主、その点、適正化させていただきました。
0:02:45	はい。では資料1の、
0:02:47	スケジュール関係につきましては以上となります。
0:02:52	続いて、資料1の項目番号ですけれども、3番、
0:02:58	再稼働工認と本設工認の関係整理についてご説明したいと思います。
0:03:06	資料につきましては、資料2をご覧ください。
0:03:12	資料2は高浜1府他号機における、
0:03:15	補足説明資料の抜粋となっております。
0:03:18	ページをめくっていただいて、3ページ目をお願いします。
0:03:23	こちら、本設工認と、再稼働工認との関係の整理についておまとめした資料となっております。
0:03:32	本設工認は、火災感知器バックフィット対応を目的に、申請してございます。
0:03:38	バックフィットの経過措置期限が2024年2月13日以降、最初の定検終了日というふうに定められていることを踏まえまして、
0:03:47	高浜1号機及び蓋号機の再稼働購入に基づく、
0:03:52	検査ですと、検査を2024年から、
0:03:56	2000、2024年2月13日以降、
0:03:59	最初の提携終了日までに、本設購入に基づく工事及び検査を完了するといった計画にしております。
0:04:09	仮に本設購入を再稼働工認の、
0:04:13	変更認可申請と、
0:04:15	した場合、
0:04:18	本設工認に基づく工事及び検査が完了しなければ、高浜1府他号機を再行動することができないので、
0:04:24	再稼働工認の変更認可申請ではなく、
0:04:27	今回別申請として申請させていただいております。
0:04:32	2ポツ2は、再稼働購入に係る検査への影響を考慮した工事工程として、
0:04:40	本設工認に基づいて実施する一部の作業については、再稼働購入で認可された結果、設計を、
0:04:47	変更し、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:49	その検査、
0:04:50	失礼しました。
0:04:53	一部の作業については、再稼働工認で認可された設計を変更するものがございます。
0:04:59	そのへ影響を、
0:05:02	3 ページの表におまとめしております。
0:05:05	増設工事によって行う作業内容ですけれども、大きく分けて、感知器等の追加設置、感知器等の移設、種類変更。
0:05:14	火災受信機盤の追加設置、
0:05:17	火災受信機盤の更新、この四つがございしますが、
0:05:20	影響があるものは、
0:05:22	火災感知器等の
0:05:25	移設、種類変更及び火災受信機盤の更新。
0:05:29	こちらに影響があるというふうに考えてございます。
0:05:34	工事を実施することで再稼働工認に係る検査に影響しないように、
0:05:38	作業というのは、
0:05:40	プラント再稼働後に行うこととしてございます。
0:05:45	続いて 4 ページ目、お願いします。
0:05:49	はい。
0:05:50	4 ページ目ですけれども、
0:05:53	はい。
0:05:54	今、今し方説明した内容を、
0:05:58	本文記載事項ん。
0:06:00	の工事工程の方に来反映をしたいというふうに考えております。
0:06:05	具体的に言いますと工事工程の一番下の※のところ、
0:06:12	重複する部分については、
0:06:14	使用前検査合格後に実施すると。
0:06:17	そのように明記したいというふうに考えております。
0:06:25	あと再稼働工認と本設購入の関係整理については以上となります。
0:06:31	関西電力もとりあえずちょっとここで一旦切りましてご質問コメント等あれば、よろしく願いいたします。
0:06:40	規制庁西内ですけどそうですね基本、資料単位でいいかなと思いますけど関係性が深いところは続けてご説明いただければと思います。資料 2 部分ですけど規制庁側から何かありますか。
0:06:55	私から最初にですけど、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:59	もうあへん人。
0:07:01	じゃなくて別申請としてるっていう部分の説明の理由のところなんですけど、3 ページ目。
0:07:11	1 ポツの、
0:07:13	2 段落目、
0:07:16	仮に本施行人を再稼働購入併任とした場合、完了しなければ、高浜 12 再稼働することができなくなるためっていうのは、
0:07:27	これは、検査側でそういう制約がかかるものと理解していいんですけど、
0:07:34	確認なんですけど、要は、一部使用承認っていうやり方もあるように、
0:07:40	理解をしてるつもりなんですけど。
0:07:42	これは検査側の制度の話なので、これ単純に質問なんですけど、これは検査側も含めて、多分そちらも今、多分今日、審査部隊の方が来られてると思うんですけど、検査はそちらの検査部隊もこういう認識で、
0:07:56	こういう制約がかかるからこうしたいっていうことなんですけど。
0:07:59	なんか単純にこの一段落目で書いていること。
0:08:02	要は、関西電力として、まず、
0:08:06	再稼働コーンをしっかり工事を終えて、そのあとにこの火災感知器の工事をすることを考えているから別工事なんですっていうなんか単純にそれだけの様な気もしたんですけど。
0:08:17	何かこの説明ぶりだとその制約がかかるからっていうことが何か一義的な理由になっているイメージでそれは正しいんですけど、
0:08:24	これは今日即答できなくても単純に今後ご説明いただければとは思いますが。
0:08:37	関西電力熊倉です。
0:08:39	と、
0:08:40	検査がワーとの確認については、しっかり社内でも確認させていただきます。
0:08:46	主な理由としては、一段落目のところというふうに今考えてございます。
0:08:53	はい。規制庁西内ですそうですねうちも必要に応じて検査部門と連携しておきますけども、
0:08:58	何が理由なのかっていうところ、そういう制約が本当にかかるのかどうかも含めて、そこはせしっかりとしたファクトに基づいて記載をいただければと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:07	ただ時系列的に別工事として考えているということは方向性は理解をしたので、
0:09:13	重複してる部分の一部ある部分についても、そこは分けてやりますっていうことを明記いただいているのであれば、特段大きな問題はないのかなと現時点では考えてますけどもまた何かあれば、ヒアリング等で確認を引き続きさせていただければと思います。
0:09:29	はい。江藤規制庁側から私がこの資料は以上ですか何かありますか。
0:09:36	規制庁仲です。
0:09:38	ちょっと事実関係確認ですけど、最初のこの
0:09:43	資料の2の今の3ページのところで、
0:09:48	影響ありと言ってるのは、結局だから既設のものを今回また新しくとかリバイスしなければいけないってということですかね影響。
0:10:00	これ大体どれぐらいの数、
0:10:02	ですか。
0:10:06	いや別に正確じゃなくていいんですけど、
0:10:10	それほど支障のあるぐらい。関西電力吉田でございます。3ページの表で、感知器等の移設、周囲変更とありますけども、
0:10:21	それ自体はそんなに数は多くないと考えております。ほとんど大半は追加設置の工事になります。その下の火災受信機盤の更新については、中央制御室の盤、
0:10:36	一面を更新するとか、そういったレベルのものになります。追加設置につきましても、盤1名追加設置するとか、
0:10:46	そういう数量を規模の工事でございます。社長だから。わかりました。少ないけど一応、
0:10:58	手続き的には、一旦終了してその上でやるっていうところが結局、
0:11:04	再稼働購入の方が引きずられないってことで、それぞれそういう選択をします。
0:11:09	いうところですかね。わかりました。
0:11:12	あとは、4ページ目のその工程表の下で、
0:11:17	以上のところの下2行で、
0:11:20	工事と重複ん、再稼働来よる。
0:11:25	再稼働工認による工事と重複する工事をやって重複って等どういう意味なんですか
0:11:32	影響が、
0:11:35	結局だから、取りかえることが一

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:40	発生するのでそれを避けますっていうことでこれは書いてるってことですか。
0:11:45	影響によるっていうのと直、
0:11:48	っていうのの関係はそれは同じと考えていいんですけど、ということですよ。関西電力吉田でございます。ちょっと重複という言葉で書いておりますけども、
0:11:58	すでに認可を受けた工事計画の設計内容に影響を与える工事という意味で、こういった記載をさせていただいています。
0:12:09	それ重複ですか。長福間湖なんか言葉だけ見てよくわからなかったっていうところって大体そういうことなんだろうと思います。はい。あと定期いろいろ使われていて結局どこまでのどういう定義でこれを使ってるのかっていうのが、
0:12:24	結局書類上は工程表だけはこう出てくるんですけどな、どういうことなんでしょうかっていうのが、
0:12:31	これ試験、
0:12:32	今すでにこんな書き方してるんでしょうか。これはこれは川内さんの、
0:12:41	被災、仙台の緊対所、
0:12:44	工認の記載を参考に見させていただきました。
0:13:03	はい。
0:13:05	7人と同じ課長。
0:13:08	はい。関西電力吉田でございます。認可を受けた工事計画、再稼働工認で、設計上記載している設備、
0:13:19	新たに今回の設工認で、
0:13:22	に基づく工事で、澤さわると。
0:13:26	やり直すという工事については、再稼働工認に基づく使用前検査合格後に実施するという、
0:13:36	古藤を記載させていただいています。
0:13:42	はい。
0:13:44	そういうことです。はい。はい。
0:13:48	あ、わかりました。とりあえず、認識はわかりました。はい。
0:13:52	以上です。
0:13:55	はい。ちょっとあれですね日本語的なところ、文書の読み方的なところも含めて、まずはこの資料をもう少し充実いただくところ、また資料ご提出いただければいいのかなと思いますけども。
0:14:09	衛藤。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:15	加西市の齋藤です。事実確認だけ、3ページの表の
0:14:21	ところで、上から二つ目に移設種類変更等のところに括弧して具体事例である話の横に通って書いてあるんですけども、この等でどう、何でしたっけっていうところだけ、
0:14:36	すみませんけども、ちょっとご説明いただいていいですか。
0:14:44	関西電力吉田でございます。これは種類変更の内容が具体的にわかるように、大飯でも議論になった目、燃料貯油槽の感知器設計を変えるところを例示してますけども、
0:15:01	その他に移設する。
0:15:04	というところも若干ありますんで、それは
0:15:13	埋設というところもありますんで、それも含めて等というところで、読めるようにということで頭をつけてます。
0:15:25	加西市の齋藤です。この等というのは、これから先、説明がなされるってことでよろしいですか。
0:15:32	はい。関西電力吉田でございます。種類変更であるとかあと図面関係ですね、感知器の設置、配置図、
0:15:45	についてはこれから
0:15:49	きちっとしたものを提出いただいてご確認いただけるように、出したいと考えております。
0:15:56	加西市の齋藤です。まずは了解しましたけれども、とりあえず、
0:16:02	藤って書いてあるところで、ここに書いてある事例は、もともと大飯のときの議論があって記憶にあるので、これはこれでいいんですけども、移設されルー移設されて、
0:16:15	設計が変わるというところについては、すみませんけど大井のときと同じような形にしますという説明なのか、それとも大井とはまたちょっと違ってるとい話になってるのかっていうところについては、
0:16:30	きちっと時間に余裕を持ってですね、ご説明、資料の提出ご説明をお願いしたいと思っておりますので、今のところはここまでの説明として今後具体的な話をよろしく願いいたします以上です。
0:16:46	はい。関西電力吉澤でございます拝聴しました。
0:16:50	はい。衛藤城に関して他に何かありますか、規制庁がよろしいですか。
0:16:55	はい。
0:16:56	では資料の充実化をしてまた再度提出を引き継ぎお願いします。続けて資料3ですかね、関西電力の方からお願いします。はい。資料3。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:07	といたしますかスケジュールでいきますと、5行目6行目の部分でして、感知器の選定選択組み合わせ。
0:17:17	ですとか、あと、消防法施行規則通りに設置可能なエリアに関するご説明を、資料3及び資料6に基づいて実施したいと思います。
0:17:35	関西電力熊倉です。
0:17:37	資料3をお願いいたします。
0:17:40	資料3ですけれども、高浜3号機、
0:17:44	の、4月28日に初回申請した基本設計方針と、
0:17:50	今回見直しの方向性というのを比較表の形式でお示しているものがございます。
0:17:57	基本設計方針の変更点については、
0:18:01	赤字でお示ししております。
0:18:05	10ページを、
0:18:06	めくつ、すみません。1ページ目から、変更点いくつかございますけれども、基本的には、大飯34号機での審査の反映ということで、
0:18:17	記載の適正化をしている部分。
0:18:20	になってございます。そういったところについては、一番右の備考欄にお示しする形としてございます。
0:18:27	火災感知器の設計については、ページをめくっていただいて、右下6ページ目から、
0:18:33	のところになってございます。
0:18:37	6ページ目の1ポツ1ポツ2行、火災の感知及び消火というところが、今回の施設購入における、
0:18:46	メインのところになってございます。
0:18:49	で、中ほど、(1)火災感知設備、
0:18:53	のところが、火災感知設備の基本設計方針になってございます。
0:18:59	この(1)の中にですけれども、aポツとbポツというふうに二つに分けて、基本設計方針を書き分けてございます。
0:19:09	こちらにつきましても、先行の大飯34号機と同じで、
0:19:13	津名市常設直流電源設備、括弧3系統目及びその電路を除く。
0:19:20	火災区域火災区画と、それらが設置される火災区域火災区画における間火災感知設備の設計として書き分けてございます。
0:19:34	そうですね。
0:19:35	ポツ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:37	の(エ)火災感知器の選定、補作動の防止及び組み合わせですけれども、
0:19:43	こちらにつきましては、
0:19:45	選定来さ防止組み合わせのところを記載しておりまして、基本的なところは、先行プラントと負債はございません。
0:19:57	こちらに記載している内容をフローにしたものがございます。
0:20:01	資料 6 をお願いします。
0:20:07	資料、
0:20:08	6 の、
0:20:10	ページ番号ですけれども、
0:20:14	8 ページ目をお願いします。
0:20:17	これ通しページつけておりますので、通しページで 5 分ください。
0:20:22	失礼しました
0:20:24	横尾ですので
0:20:27	右下通しページ 8 ページなんですけれども、
0:20:33	一番上の資格、
0:20:36	のところ、
0:20:38	なんですけれども、
0:20:39	この四角にあります火災感知器の選定、括弧感知器等のラインナップ、
0:20:45	その次矢印で、設置場所ごとに監視方式を選択、その次、感知器等を選択せ選択。
0:20:52	ここまでの、
0:20:54	四角の中の内容が、先ほどの、
0:20:57	ポツの括弧エのところに記載してございます。
0:21:00	具体的な
0:21:02	選択、失礼しました選定を作動し、選択ですけれども、資料 6。
0:21:09	資料 6 で、1 ページめくっていただいて右下 9 ページ。
0:21:14	のところにお示してございます。
0:21:19	まず、環境条件を考慮した火災感知器の選定としまして、
0:21:23	煙感知方式熱感知方式炎感知方式、
0:21:27	の火災感知器。
0:21:30	の中で、使用することができるものを、
0:21:35	以下、
0:21:37	すべてラインナップする形で、こちらの一番上の表のところにお示しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:43	この中から、
0:21:44	使えるものを順に使っていくというふうに示しているのが、このフローになってございます。
0:21:55	続きまして、
0:21:57	基本設計方針の
0:22:02	A括弧B。
0:22:04	火災感知器の設置方法というのが、7 ページ以降に記載しておりますけれども、
0:22:10	こちらは、それぞれの環境条件を踏まえて、どの、どのような場所に火災感知器を設置するのかということを記載しております。
0:22:21	基本は、消防法施行規則の 23 条 4 項に基づき、火災感知器を設置し、
0:22:29	同等の機能を有するものについては、省令に定められた感知性能と同等以上の方法により設置することを基本方針とし、
0:22:40	設置場所における環境条件に、
0:22:42	環境条件を考慮した場合、
0:22:45	23 条 4 項、
0:22:47	に基づいて設置することができないものについては、
0:22:57	設計基準と呼んでおりますけれども、
0:23:03	火災区域または火災区画において、感知器等を適切な場所に設置することによって、
0:23:09	設置場所において発生する火災を漏れなく確実に監視できるようにしてございます。
0:23:16	その考え方をフローにまとめたものが、
0:23:20	資料 6 の右下 10 ページ及び 11 ページになってございます。
0:23:27	こちらの考え方につきましても、先行プラントの、
0:23:32	534 号機と、
0:23:33	特に変更点はございません。
0:23:41	基本法、基本設計方針については、
0:23:43	以上となります。
0:23:51	関西電力吉田でございます 1 点補足でございますけれども、資料 7 にコメント管理表。
0:23:59	付けさせていただきます。
0:24:08	でコメント管理表の No.9 で、火災感知器の設置方法のフローの火災感知器を設置できる排気ダクトあるかと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:19	いうところの記載を適正化することということで、以前ヒアリングで、合流ダクトには、設置する設計をやめて、隣接エリアの
0:24:30	感知器等を兼用するという設定に変更した部分ですけども、
0:24:37	資料 6 の右下 10、
0:24:41	1 ページ、11 ページお願いします。
0:24:46	ここの黄色になってる部分で、黄色になってる部分に、アナログ式の煙感知器を排気ダクト内に設置というところがあって、その上流の、
0:24:58	真四角の部分で、火災感知器を設置できる排気ダクトはあるかというところを、あったんですけども、
0:25:08	ここで、排気ダクトがあれば、YESになって排気ダクトに設置というふうに読み取れるという、そういう指摘ありましたんで、排気ダクトがあっても、合流ダクトとか、
0:25:23	そういった火災を漏れなく確実に感じできない場合はノーというふうに流れるように、フローを見直す必要があるという趣旨で、
0:25:33	指摘いただいたものと考えまして、つい書きを追加させていただきます。注意書きとして排気ダクトのところですけども、火災発生場所が特定でき火災を漏れなく確実に感知できることと、
0:25:48	いう注意書きを入れてそういうダクトがあるかというところで、判断するように、記載を充実させていただいております。
0:25:57	以上です。
0:26:02	はい。関西電力を見据えととりあえずここで一旦切りまして、ご質問コメントをいただきたいと思います。
0:26:09	はい規制庁側から何かありますか。
0:26:14	はい。
0:26:18	規制庁中ですけど、ちょっと資料の作り方なんですけれど、
0:26:24	資料の 3 がですね、
0:26:26	比較表というような感じにはなってるんですけど、
0:26:31	見た限りだと 4 月 28 日の初回申請力の比較となっていてですね。
0:26:39	これを見てもあんまり
0:26:42	何か議論になるのかなと思っていて、結局、我々が知りたいっていうのはその備考にも書いてますけど、
0:26:49	先行例がその大飯でやっていて、
0:26:53	なるべくその審査なりを効率化に進めるためにはその
0:26:58	行為をベースとしてその差異が何かっていうところを多分中心に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:03	議論していくのかなと思っていてですね、そう考えると、大飯 34 との比較というようなですね。
0:27:09	形で、
0:27:11	提示いただいた方が、いろいろ、
0:27:16	効率的にできるんじゃないかと思うんですけど、そういうのは別途提示しているんでしょうか。
0:27:24	関西電力熊倉でございます。
0:27:26	34 との差異は、今まだご提示していませんので、今後、そちらの方が 34 と比較して見ていただいた方が、
0:27:38	理解が進むのかなというふうに思っておりますので、今後そういうふうにして、ご提示させていただきたいというふうに思っております。
0:27:48	規制庁中です。ちなみに今書いてる
0:27:51	例えば何でしょうね。
0:27:57	差異なしとかですね。
0:27:59	適正化とかっていう表現があるんですけど、
0:28:04	これ全くおんなじ書き方っていう理解。
0:28:08	何ですか。
0:28:10	若干変わってるけど趣旨は変わってない。
0:28:14	とかいうのもよくわからないところがあって、
0:28:18	採用の申請見ればそれはそれで間接的にミナカワないんですけど、
0:28:22	変えてることところ以外もですね、本当に変える必要がないのかとか、そういう観点でも確認は必要かなと思っていて、
0:28:33	そういう趣旨からしてそういうことですね比較表を作っていただいた方がいいのかと思いますので、
0:28:41	ちょっとその点踏まえて検討いただければと思いますが、
0:28:46	関西電力熊倉でございます。
0:28:48	はい拝承いたしました。
0:28:53	はい。規制庁西内ですけど他にありますか。
0:28:58	はい。
0:29:07	はい。規制庁の植原です。こういったインターの軽微な確認なんですけれども、
0:29:13	資料 3 の 10 ページ目ですね。
0:29:16	10 ページ目の括弧Cの第 1 パラグラフで、
0:29:22	火災の発生場所を特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するってなってますこれは記載として、ただし、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:33	強いんでしょうか。大飯もこうだったってということですかね。
0:29:45	慣性カクマクラでございます。
0:29:47	藤今尾氏、ご指摘いただいた部分については、記載が重複している部分でして、正しくは、
0:30:02	すいません前段の方の火災の発生場所を特定することによりというところが、不要でして、感知器等の設置場所一つずつ特定。
0:30:13	することにより、火災の発生場所を、
0:30:16	特定することが、
0:30:19	できる機能を有するものとし、というのが、正しい記載になっております。
0:30:25	規制庁ウエハラです。はいわかりましたでは適正化のほどよろしく願います。はい。私からは以上です。
0:30:39	火災対策室の齋藤です。今ご説明いただいた範囲でいくと、資料6の1011ページかな
0:30:51	先ほどダクトの関係の記載を適正化しましたと。
0:30:57	行ってご説明をいただいた、ひし形のところの話なんですけど、
0:31:04	これ何で中央注をつけて、こういう形にしたんですかね、前も大井のときも何か、そもそもこれ一書き方を変えたほうがいいんじゃないですかって話が何かあった。
0:31:18	多々あって何かいろいろ修正していただいたような気がするんですけど何で注をつけて、こういう形にしたのか、ちょっと考え方を教えてもらっていいですか。
0:31:32	あ、関西電力吉田でございます。
0:31:34	注をつけたのは、極力大井のフローを大きく変えずに、今
0:31:44	このプラント、固有の注意事項を注意書きで書いた方が、
0:31:54	わかかわかりやすいのかなという意図で、このようにさせていただきます。
0:32:02	加西市の齋藤です。
0:32:07	なるべく多いと変えたくないっていうのはわかるんですけどそもそもこの部分って最初っから違いますって説明されてた部分ですよ。だから別に
0:32:17	これなんで中の部分を加えてきちっと、正しい四角にした方が本当はいいんじゃないのかなと思うんですけどや何でこの話を聞いたかという、
0:32:30	要はあの中にしなければいけないような場所が何かあって、こういう書きぶりでない、何か整合がとれないところがあるんですけどっていう話があ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	るのかどうかの確認だったんですけれども、何かそんな場所もなさそうな、
0:32:43	のお話だったのでやこれさえ合体すれば、
0:32:49	火災発生場所が特定でき、火災を漏れなく確実に、
0:32:55	感知できるような火災感知器を設置できる排気ダクトはあるかと。
0:33:01	というような話だと思うんですけれども、
0:33:05	ウンチをつけられると何か他に何か例ががあってそこに何かこういう話、この条件が、
0:33:14	どういうふうに作用するのかっていうのがよくわかんないなと思ってですね、ご説明、ご質問したんですけれども、実態のところはどうなのかなあという話と、声、
0:33:25	もしそういう何て言うんすかね四角のところ何かサブルーチンがまだ発生するような条件があるのであれば、きちっと書き換えてもらいたいしそうでないのであれば、
0:33:37	何か一緒にした方がはっきり言ってわかりやすくて基本設計とし、設計条件としてわかりやすいなと思うんですけれども、ご所見をお伺いします。
0:33:49	はい。関西電力吉澤でございます。ご指摘の意図を理解しました。特に注意すべき、他の箇所というのはございませんので、
0:34:00	この中の記載をこのダイヤの中に溶け込まして、同じ一つの文章にして、フローをつくり直したいと思います。
0:34:11	関西支社の齋藤です。承知しましたととりあえず今ご指摘してさせていただいたように、何かなるべくきちっとSのがわかるような条件にして欲しい。ここの部分は後でチェックする観点もあるんで、
0:34:27	きちっとわかりやすいようにして欲しいというお願いが1点と、もしそうでない話があるのであれば、個別にきちっとこの場で議論しておかないと、あとで、
0:34:38	双方困ることになるかと思えますんでその辺よろしく願いいたします。以上です。
0:34:47	はい。規制庁から他に、現時点、ここまで何かありますかよろしいですか。
0:34:53	はい。
0:34:54	続けて関西電力の方からお願いします。はい関西電力久米です。
0:35:00	次の説明が非常に物量のある説明でございましてスケジュール資料の1のスケジュールでいきますと、7行目、8行目。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:12	の当たる部分です。
0:35:14	これといいますのは、同じく資料 1 のですね、3 ページ目をめくっていただきたいんですけども、
0:35:23	こちらの方の設計基準を適用するエリア、こちらの方の個別の説明になります。
0:35:33	それですちよとまず、説明のイメージを共有するためにですね、
0:35:40	我々の方から、
0:35:42	資料の 4。
0:35:47	を用いまして、説明しております資料の 4 はですね、灰色ハッチングが多いと、変更ないところ、
0:35:58	ページめくっていただきまして 3 ページ目 4 ページ目がこれは色ハッチングしてないんですけどもこちらは大井とちよと違うところ。
0:36:07	うんでして、あと、ページめくっていただきまして 5 ページ目の方の下二つ、
0:36:14	こちらの方が、本設工認において
0:36:20	火災影響がないというふうな整理をしているところがございます。ですので、1、1 ページ目の多いと変更ないものの例として、一番上のオペレーティングフロア。
0:36:33	こちらの説明と、めくっていただいて 3 ページ目の大井とちよと変更あるところの例として、加圧器室、
0:36:43	それとあと最後 5 ページ目の、先ほど説明しないと残り二つ、
0:36:49	こちらの方を我々の方から、基本設計方針にはどのように書かれていて、それに基づいて、具体的な場所というのは、図面としてこうなってますと。
0:37:04	いうふうなことを説明した上で、説明内容をちよと詳しく説明、補足説明資料を用いて使うというのをちよとこれ、この 4、四つだけまず、
0:37:16	やっでご説明して 1 回切りたいと思います。それを踏まえて、当該のご説明と、あとそのあとちよと説明の進め方、ご相談したいと、いうふうに考えてございます。それではまず、我々の方から、今言った四つのエリアについて、ヨシダの方から説明します。
0:37:32	はい。関西電力吉沢でございます。まず資料 4 をお願いします。大井と同じ設計ですけども、一部トピックスについて説明と、
0:37:44	いうところの代表として、格納容器内オペレーティングフロアの設計について説明させていただきます。まず基本設計方針からいきますと資料 3、お願いします。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:57	資料 3 の 8 ページ。
0:38:00	ですけども、今回の感知器バックフィットでは、原則として消防法施行規則 23 条 4 項に基づいて、
0:38:10	感知器を設置するという方針ですけども、ここの 8 ページのただし書きの部分で、設置場所における環境上、環境条件を考慮した場合、
0:38:21	2 から 2 に該当する場所は、その施行規則に基づく条件を満足しないため、基準通り設置することができないということで、イロハニと。
0:38:34	いうものを挙げております。その下に作業員の被ばくというものを考慮した場合に、設置することが適切ではないという例として、法という条件を挙げております。
0:38:46	今回この資料 4 で整理している各エリアについては、このイロハニ法のいずれかに該当するエリアになってございまして、
0:38:59	どれに該当するかというところと、どういう条件になっているかという環境条件について、説明をさせていただきます。
0:39:09	で、格納容器内オペレーティングフロアですけども、配置図で、場所についてまず説明をいたします。ちょっとだけ、すいません。
0:39:20	ちょっとササキに言えばよかったですけど、あれ、今あれですよ。
0:39:25	個別具体の、
0:39:28	資料 1 で言うところの 7 番の説明項目をされてる理解でいいですよ。
0:39:35	はい。関西電力の磯その通りです。
0:39:37	6 番の説明項目が終わったって理解でしたっけ。
0:39:45	はい。関西電力熊倉でございます。6 番のところにつきましては消防法施行規則通り設置可能なエリアということで、基本設計方針の原則、消防法施行規則 23 条 4 項に基づく、もしくは、
0:39:59	ロープの機能を有するものについては、所条例ですね、そちらを満足するように設置すると、そのようなところで、基本設計方針の中で説明させていただいたという位置付けです。また資料 6 には該当する説明がないということですね。
0:40:18	一応基本的な組み合わせとか資料 6 のフローのところの一部出てくるといふふうに認識しております。わかりました。ありがとうございますで、
0:40:29	ここの部分は、一覧性があればいいと思ったぐらいなんですけど今はCvのオペフローを、
0:40:37	大井と一緒にだけトピックスを説明しようとしていたってことだと思っんですけど、何を説明する、したいんでしたっけというだけで、改めて説明する意味がある内容ですかっというだけなんですけど。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:51	関西電力もそうおっしゃる通りでして、一緒のところはですね、大飯との違いっていうのはほとんどないです設置高さがちょっと違いますけどそれが一緒ですっていうのが、
0:41:03	説明内容としてはなります。ただ
0:41:07	大井の審査に最初から携わってられない方もいらっしゃるんで、はい。それで、我々としてとりあえず一通り説明したらこんな感じになりますっていう例示を、
0:41:17	大井と一緒にパターンをいうとちょっと違うパターンというのでご説明させていただきます、
0:41:22	ちょっと聞いていただいた上でいや大井と一緒にのやつはいいよとか、ポイントだけでいいとかっておっしゃればそのような説明に切り換えたいかなとそういうことをイメージしてちょっとまず一通りと思って説明します。
0:41:43	規制庁西内です。今日趣旨も含めて了解ですすいませんちょっと遮ったんですが続けてお願いします。
0:41:50	はい。関西電力吉澤でございます。オペレーティングフロアの配置図、配置について、まず資料 5 で説明いたします。
0:42:02	資料 5 の、
0:42:09	32、30、
0:42:13	3 ページ。
0:42:16	32 ページから 34 ページですね。お願いします。
0:42:27	CVオペフローと言いますのは格納容器の中の所、上部の部分のことを言っております、
0:42:38	資料 6 で言いますと、
0:42:51	14 ページですね、14 ページに格納容器の断面図をつけてございますけども、上部、道具になっております、大きな空間の部分。
0:43:04	ここをオペレーティングフロアと呼んでございます。その下がグループ室であるとか通路とか、いろんな機器が設置されているエリアということで、
0:43:16	エリアを分けてございます。オペレーティングフロアについては、
0:43:21	配置図、戻りまして、
0:43:26	30、
0:43:29	2 ページで、まず、17 番っていう、緑色の丸番号。
0:43:36	打っておりますけども、この 17 番から、
0:43:40	33 ページ。
0:43:43	行きまして、
0:43:50	30、33 ページの部分ですね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:54	と、
0:43:55	あと、
0:43:57	34 ページ、これがオペフロのさらに上のほうを行っております。オペレーティングフロアっていう、
0:44:07	いうところでフラットなフロア部分ありますけども、このエレベーションが●●(非開示情報)。
0:44:16	えっと、ちょっと控えますけども、そういうエレベーションになっておりまして、このCvの今言いました平面図、
0:44:29	の部分が対象になっているという、そういう配置関係にございます。それでは資料 6 に基づきまして、このエリアの具体的な
0:44:40	配置について説明させていただきます。
0:44:48	資料 6 の 21 ページ、お願いします。
0:44:53	このオペレーティングフロアにつきましては、天井高さが床面から 20 メートル以上あるというところで、20 メートル以上ありますんで、基本設計方針で言います。
0:45:08	イロハニ方のと、取付面の高さが、消防法施行規則 23 条 4 項で規定される高さ以上の場所というところに、
0:45:19	該当します。ですので、消防法施行規則からいうと、炎感知器の設置は可能ですけども、煙、或いは熱感知器については、規定されている高さ以上になると。
0:45:33	いうところでございます。従って、炎感知器につきましては、オペレーティングフロアの床面全体を監視できるように、
0:45:43	基準通り設置するというので、
0:45:47	設置については、22 ページ、
0:45:50	3-2-5 図につけておりますけども、フロア全体をカバーできるように、炎感知器をつけるということでまず設計をします。
0:46:03	21 ページに戻りまして、上から 3 段落目、またアナログ式の煙についてはというところで、2 種類目の感知器としては、煙感知器について、
0:46:17	設置を考えてますけども、この設置方法については、空気の流れを考慮した設計ということで考えてございます。プラント運転中は、
0:46:30	原子炉容器室冷却ファン及び格納容器再循環ファン、これが運転しております、格納容器内グルグルと、
0:46:41	空気が循環すると、そういった空気の流れになっております。一方プラント停止中は、これらのファンが停止しまして、代わりに、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:53	格納容器の吸気ファン排気ファン外気を取り込んで、排気塔から出すというそういう空気の流れが変わるといところがございませう。これを考慮して、
0:47:05	感知器を設計すると、いことを、を考えてございませう。具体的な設計については、
0:47:12	21 ページの、以上よりという一番下の、
0:47:16	ところに書いておりますけれども、
0:47:20	これの 3 行目、発熱量の少ない勲章段階の火災は発火元となりうる設備の直上で有効に感知できる場所に、
0:47:30	アナログ式のね、煙感知器を、
0:47:33	設計基準 0 に、漏れなく確実に監視という、そういった設計基準を満足する方法で設置する設計とすると。
0:47:43	で、
0:47:44	また火災により発生した煙の流路上になる部分、箇所にも設置すると、このような設計で考えてございませう。
0:47:56	次に 12 ページいきまして、また旧機関再循環ファンの停止時、これはプラント停止中のことを言っておりますけれども、ここについて、
0:48:07	も、8 ヶ月なりうる設備の直上及び煙のルール、流路上で有効に火災を感知できる場所に、設計基準②を満足するよう設置すると。
0:48:18	いことで、設計を考えております。ですので、発火元となりうる設備の直上と、煙の流動場となる。
0:48:28	流路上で有効に火災を感知できる場所に設置することで、プラントの運転中停止中、どちらであっても漏れなく確実に火災を感知できる設計とするという方針でございませう。
0:48:44	23 ページいきまして、では発火元の直上といのは、どのような場所かといことを、3-2-7 図で示してございませう。
0:48:54	具体的には電気盤を発火元といふうにみなしておりまして、その直上に静支持鋼材をつけまして、アナログ式の煙感知器を設置する設計を考えております。
0:49:09	また自主設置でございませうけれども、アナログ式の熱感知器についても、煙と一緒につけようといふうに考えております。
0:49:19	24 ページの上の図 3-2-8 図に感知器載せ配置図つけておりますけれども、32 名、ちょっとオペレーティングフロア、
0:49:31	下の部分、下の方ですね、下の方についてるスケール感知器を青丸で、オペレーティングフロアの比較的上の方につける。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:44	感知器を赤丸で記載しております。このような平面図上の配置ですけども、
0:49:54	全体を、
0:49:56	全体的に設置するということ考えてございます。その下の図 3-2-99 図、断面図をつけておりますが、
0:50:09	高さ関係ですね、Cvの機器搬入口、エアロックという開口部でございますけども、もし、火災が発生して、
0:50:21	煙がかなりの量充満した場合に、こういった開口部から隣接区画、
0:50:31	2 アノカセ、煙が流れ込むという可能性もございまして、
0:50:38	煙が上の方に上って、上から溜まってきて、この開口部から抜けるような、
0:50:46	そういった事象になる前にですね、火災を感知できるようにこの開口部より高い位置に煙感知器をつけると。
0:50:57	ということで、
0:51:00	上の方の適切
0:51:02	うん。
0:51:04	流路上で有効に火災を感知できる場所に感知器をつけるということで設計を考えてございます。
0:51:13	ではどこの部分にどうつけたら、
0:51:18	もれなく確実に監視できるかという説明を 25 ページ以降でしてございます。この
0:51:26	検討にあたって、まず火災規模の定義というものを、をしております。25 ページの下に大中小という 3 種類の規模の
0:51:36	火災を想定すると、いうことを記載させていただいております。26 ページ、上野さんの 2-11 図で、大中小それぞれの火災規模、
0:51:49	どのようなものかというイメージ数をつけておりますけども、
0:51:53	まず第 1 という、
0:51:56	一番右端ですね、大の火災については、煙がCvトップまで上昇して、上昇したら、
0:52:07	トップの部分で外気と接している、Cvの壁で冷やされて、
0:52:17	滞留して、下の方に戻ってくると、熱対流が起きて、CV内を循環すると、こういった規模の火災、
0:52:29	5 台というふうに定義してます。中については、上部に行って、熱対流で降りてくるというのではなくてずっとたまり続けるという、そういった、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:44	火災を想定してまずでしょうという火災については、CVのトップまで行かずに、下層の部分で、煙が漂っていると、というような、
0:52:57	火災を想定してございます。
0:53:01	27 ページで、それぞれの火災規模大中小で、感知、煙感知器で感知できるのかというところを、
0:53:13	検討してございます。火災規模台につきましては、CVのトップに一旦上がって、
0:53:23	うまく周囲の空気との密度差で冷やされて自然対流で下降に転じるという流れがおりありますんで、そういった煙の流路上に、
0:53:34	熱感知器を設置すれば、火災が感知できるというふうに考えてございます。中につきましても、煙が上からどンドン、
0:53:43	溜まってきますんで、
0:53:48	台を想定した場所で、場所につける煙感知器で、いずれ、そこまで煙が下がってくればですね、ハンチ可能と考えてございます。
0:54:01	火災規模小につきましては、発汗円となりうる設備の直所、CVの下の部分にですね、
0:54:12	感知器つけておりますんで、漂う煙がその感知器の部分に流れれば、そこで管理できるというふうに考えております。
0:54:23	28 ページは、火災が起こった時のCVの健全性がどうかというところを、検討した資料になってございます。
0:54:34	真ん中の赤字ですけども、CVの最高使用温度を、
0:54:40	132 度と、
0:54:41	ということで、これは再稼働工認から、要目表で記載させていただいている温度になります。それに対して、
0:54:53	火災規模大の葛西で 1 時間、火災が継続した場合に何度になるかというところで、
0:55:03	28 ページ下、一番下ですけども、75.7 度という結果がえられまして、この
0:55:14	最高使用温度を十分に下回っているという結果、
0:55:19	になってございます。
0:55:21	ということで、笠井葛西規模台が発生しても、CVの健全性に問題はないということで評価しております。
0:55:32	30 ページと、殊、31 ページにつきましては、それぞれ、実際にどこの部分に感知器をつけるかというところを、案の 123 と、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:46	いうところで3案、案3については1から4ありますけども、3個、これらの案の中から、選定するというので検討をさせていただきます。
0:55:58	まず3-2-4表ですけども、
0:56:03	その前にですね、案の123というのが、どこの箇所を言ってるかというところを、
0:56:12	資料の33ページと34ページで説明します。
0:56:20	33ページは、案の1の図を断面図で示しております。
0:56:27	A案の1では、最も上部につける。
0:56:32	管理煙感知器については、ちょっとエレベーションは控えますけども、ポークレーンと床面の間ぐらいの位置、
0:56:44	に付けるという設計をしております、それプラス、ループ室の上の方に、真ん中の上の方に、
0:56:54	緑の丸つけておりますけども、ここに煙をつけるのと、あとは発火元の直上につける煙、こういったもの。
0:57:05	をまとめて案1というふうに考えております。
0:57:09	一方、34ページいまして案2というのは、ポークレーンから寄りつける、1、
0:57:17	2、煙感知器をつけて、その下の部分は、市と一緒に煙感知器ということで、これらをまとめて、
0:57:28	案2というふうにしております。案3は、ちょっと図ではつけておりませんが、Cvの一番上のトップの部分に、
0:57:38	煙感知器、
0:57:41	或いは空気吸引式の煙であるとか、香典分離式の煙とか、そういったものをCvトップにつけるとというのが、
0:57:51	案3という内容になっております。
0:57:55	30ページ戻りまして、
0:57:58	案1から案さ、どこにつけた。
0:58:02	としても、先ほど申しましたように、火災規模、第10章、こういった規模の火災があっても、どこにつけても、
0:58:13	感知できるというふうに評価させていただきます。
0:58:18	31ページで、
0:58:23	これはもれなく確実に感知できるという視点に加えて、設置の成立性保守点検の成立性、あと故障時の対応。
0:58:33	耐震性の確保という、こういった視点で、それぞれの案を評価させていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:40	基本的に設置、保守点検、故障への対応、これについては、どの案であっても、実施することは可能ということで考えております。
0:58:51	耐震性の確保については、案 3-2 のCVトップに煙感知器を、仮設する必要な時期だけ仮設するという案ですけれども仮設なので、耐震性の確保はバツと。
0:59:05	いうことになってございます。
0:59:07	その下に評価ということで書いております。これは故障時の対応であるとか保守点検、実施は可能。
0:59:18	ただども、その実施にかかる時間であるとか、
0:59:24	継続的にそういった行為をできるのかといった視点で評価を記載しています。案 1 については、寄り付きが、
0:59:36	容易な場所に設置するという事で懸念事項なしで案 2 の、ポーラークレーンから寄りついてという部分については、
0:59:46	保守点検時に足場設置が必要で、1 週間程度の感知器の取りかえであるとか、そういった行為、行為に時間を要するという評価。
0:59:58	案 3 については、さらに時間がかかって、足場設置に長期間 30 日以上要するという事で評価してございます。
1:00:08	こういった評価も踏まえてですね、総合的に考えて、いずれの感知器や、いずれの案であっても、
1:00:18	感知性であるとか、CVの健全性に問題がないということ踏まえて、最も懸念の少ない案 1、
1:00:28	というものを採用ということで、判断してございます。
1:00:34	実際案の 1 から 3 で、足場設置に要する期間であるとか、書いておりますけれども、具体的な中身については、38 ページ以降にですね、
1:00:49	ちょっと記載させていただいて、写真等も付けておりますんで、
1:00:55	ご参考をお願いします。
1:00:59	支部オペフローについては以上になります。
1:01:03	いや、もう続けて説明の雰囲気味わってもらいたいので、
1:01:10	加圧器室、
1:01:11	もう続けてお願いします。はい。
1:01:15	では加圧器室ですけれども資料 4 の、
1:01:19	2 ページ目、3 ページ目ですね 3 ページ目の上、
1:01:23	用語をお願いします。加圧器室については、アナログ式の煙感知器と熱感知器の設置を考えておりまして、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:35	煙感知器については、考慮すべき事項なしということで、これがこの部分が多い。
1:01:44	345 と設定が異なっております。といいますのは多い 34 号では、加圧器室は、取付面高さ 20 メートル以上という箇所、
1:02:04	大飯 34 号は取付面高さが 20 メートル以上というところでしたけども、高浜 34 号については 20 メートル未満、
1:02:15	ですんで消防法施行規則通りに設置可能ということで、この部分が多いところとなっている部分でございます。アナログ式でない熱感知器につきましては、8 メートル以上、
1:02:29	であるというところを踏まえて、あとは、
1:02:34	グレーチング面で+複数の階層に分かれているという配置、これは大井と同じ設計になってございます。
1:02:47	というところはありますけども、一通り配置から説明させていただきます。
1:02:56	ハイチーズ、資料をお願いします。
1:03:02	加圧器室については 31 ページ。
1:03:10	12 番、丸野 12 という緑、
1:03:14	ALPS 三つあって、その中の一番左の部分の上の方に、
1:03:22	囲まれた空間ありますが、この 12 番と②番、⑫これが開発室になります。32 ページいきまして、丸の 18。
1:03:34	その上部になりまして、
1:03:38	33 ページでは、まず、21、
1:03:45	その続きで、
1:03:48	次に 34 ページ。
1:03:51	これはオペフロの上部の部分ですが、23 番。
1:03:56	これが開発室。
1:03:58	のエリアということになります。
1:04:03	資料 6 で、簡単に説明させていただきます。
1:04:21	資料の 6 の、
1:04:25	まず 183 ページで、
1:04:27	加圧器室について、空気の流れを説明しております。空気の流れにつきましては、CV内はどのエリアであっても同じような、同じ空気の流れになりまして、先ほどオペフロの
1:04:44	設計のときに、説明いたしましたように、プラント運転中は、格納容器再循環ファンが運転しておりまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:54	オペフロールーム室、加圧器室も含めて、CV内の空気が循環しているというそういった空気の流れになります。プラントが停止しますと、格納容器再循環ファンというのが停止しました。
1:05:09	で、代わりに、格納容器の給気口の排気は、これが運転しますんで、そういったCV内の空気の循環というところは、なくなりますけども、
1:05:22	ある程度、空気が流れていると、そういった環境になります。
1:05:30	こういったか、空気の流れを考慮しまして、
1:05:36	方法の感知器の設計については、187 ページ。
1:05:43	ですけども、
1:05:46	まずアナログ式の煙感知器を消防法施行規則 23 条 4 項に基づいて設置すると、もう一つに、
1:05:57	については、アナログ式でない防爆型の熱感知器を天井面及びグレーチング面に設置するとともに、同一火災区画内のCV内オペレーティングフロアに設置するアナログ式の煙感知器を兼用する設計と、
1:06:13	いうことで、この熱の熱感知器の設置については、大井と同じ設計としてございます。具体的な設計 1 配置については、
1:06:23	次のページ、180、
1:06:28	つけております。
1:06:29	加圧器室はCvの断面図で言いますと、
1:06:35	10282123
1:06:39	あと先ほど平面図で言いました、番号の部分ですね、ここの空間が、加圧器室、加圧器室と呼んでいるエリアになります。
1:06:51	この点線で書いている部分が、グレーチング不
1:06:55	の床になっておりまして、
1:06:59	四つに区切られているという、そういう配置関係になります。白抜きの色の部分は、放射線量が、
1:07:11	低い高い場所を含むエリアの中でも低い箇所になってまして、ピンク色の部分が放射線量が高い場所ということになっております。
1:07:23	で、一番上はコンクリートの天井見目になっておりまして、放射線量も低いですので、煙感知器をこの天井面に設置するということで、
1:07:35	高さも 20 メートル未満ですんで、消防法施行規則通りの設置ということになります。もう一つの熱感知器につきましては、
1:07:45	天井面と、あとは、8 メートル以上ありますんで、グレーチング面にもそれぞれの階層につけることで、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:56	消防法施行規則通りではございませんけども、もれなく確実に火災を感知するという設計基準なりに、これを満足するように設置しているという、こういった設計にしております。
1:08:11	勝木室については以上になります。
1:08:17	はい。続きまして、資料 4、戻りまして、
1:08:23	資料 4 の 5 ページ目、お願いします。
1:08:28	ここは
1:08:31	設置許可のテンパチで、感知器を設置しないエリアとをしておりました。使用済み樹脂タンクエリアと使用済み。
1:08:41	樹脂貯蔵タンクエリア、この二つについて説明させていただきます。大飯 34 号機では、この使用済み樹脂貯蔵タンクエリア、
1:08:52	これは排気ダクトに感知器を設置するという設計にしておりました。一方今回、高浜 34 号では、感知器を設置しないエリアということで、設計を記載させていただいております。具体的な設計の考え方、
1:09:09	につきましては、
1:09:12	資料 6 で、後程ずっと説明します。まず配置図で、場所を説明いたします。資料 5 の 11 ページ。
1:09:24	お願いします。
1:09:36	資料 5 の 11 ページで、●●(非開示情報)の、これこれは禁止でした。
1:09:43	真ん中、一番左側の
1:09:48	上、上というか真ん中よりちょっと上にぽこっと、
1:09:54	一つだけ、私学が飛び出ておりますけども、この
1:10:00	箇所が、使用済み樹脂たん
1:10:04	使用済み樹脂タンク室というMACカーブになる。●●(非開示情報)ですよね。エリアとしては、
1:10:15	8、
1:10:20	はい。ちょっとマスキングです。
1:10:26	はい。
1:10:27	で、9 カクウについては、感知区画として①という、一つの区画に一つのエリアということで
1:10:39	エリアそのものが火災区画になっているという、そういった配置になってございます。
1:10:46	次に、
1:10:49	配置図 27 ページお願いします。
1:10:55	配置図 27 ページでいきますと、真ん中の一番上の部分にですね、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:04	タンクのようなマークが 5 個並んでおりますけどもこれを囲っている
1:11:12	火災区画が、使用済み樹脂貯蔵タンクエリアと言っているエリアになります。この五つのタンクすべてが、
1:11:23	使用済み樹脂貯蔵タンクといった、
1:11:28	ものになっております。
1:11:30	まとめて火災区画に設定しております。
1:11:35	このエリアの感知器の設計につきましては、資料 6 の
1:11:44	168 ページ。
1:11:47	お願いします。
1:11:54	今は 1 税時配置図で説明しましたように、それぞれのタンクについてはそれぞれ一つの火災区画として設定してございます。
1:12:08	3-10-1 のところで、感知器設計、記載しておりますけども、当該火災区画は、放射線量が高いため、
1:12:19	感知器等の設置保守点検時に、作業員の被ばくが想定されるということで、このタンク室の中に感知器を設計、設置しよう。
1:12:29	した場合或いは保守点検しようとした場合、かなりの被ばく線量が想定されておまして、設置が適切ではないというふうに考えております。
1:12:42	また感知器等を設置できる排気ダクトをはどうかというところですが、他のエリアと合流ダクトしかないということで
1:12:53	その状況を次の 169 ページに図示しておりますけども、
1:13:00	他のエリアも含めてですね、排気ダクトがずっとを縦断横断しているという、そういう配置になっておまして、
1:13:13	合流する部分に 5 感知器を設置したとしても、ある一つの部屋の火災があっても、薄まって感知ができないと、そういった、
1:13:25	場所になります。その部分が、大飯 34 号と設計が異なるという、そういった理由になってございます。
1:13:37	168 ページへ戻りまして、
1:13:42	では
1:13:43	感知器等を設置しなくても、安全上問題ないのかというところの理由を、
1:13:50	従ってという 3 段落目、から書いております。
1:13:55	当該火災区画は感知器等を設置することができない、または適切ではない場所に該当しますけども、タンク室全体がコンクリート駅で囲まれており、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:08	タンクは、かつタンクは金属製でタンク内に貯蔵する実収は水につかっているということで、火災発生の可能性は低いというふうに考えております。ただ、火災の発生を考えた場合、
1:14:23	いいですけども、仮に火災が発生してタンクが放射性物質の貯蔵閉じ込め機能を喪失して、放射性物質が用意した場合でも、
1:14:33	建屋をバウンダリとして、当該火災区画外にある廃液処理系統及び換気空調系と、
1:14:43	より管理区域外への放射性物質の放出を防止することができると、ドレンラインであるとか、あとABの
1:14:54	間は、ABの排気ファンのラインで管理された状態で、そういった漏えいを管理区域外に、
1:15:05	放置されないように、管理されておりますんで、管理区域内に放射性物質を閉じ込めるということは、できるというふうに評価してます。
1:15:18	また隣接する火災区画との境界は、コンクリートで仕切られておりますんで、隣接の区画に設置されているJBCC、
1:15:31	施設、密接ですね、の安全性、あとSA施設の重大事故等に対処するために必要な機能が火災により損なわれることはない。
1:15:41	というふうにいえるというふうに評価しております。
1:15:46	ですので、このこれらのエリアには、感知器等を設置しなかったとしても、こういったAB施設の安全性、
1:15:56	SA施設の重大事故等に対処するために必要な機能、これが損なわれることがない環境条件ということですので、
1:16:06	感知器等を設置しない設計というふうにさせていただきます。
1:16:12	このエリアについての説明は以上になります。
1:16:17	はい。関西電力盛ですけども、一応ご説明ここで一旦切らせていただいて、まず今回ご説明していただいた内容について、コメントですとかご質問お願いいたします。
1:16:31	はい。規制庁側から何かありますか。
1:16:52	はい。規制庁の上原です。はい。今ご説明いただいたうち格納容器のオペレーティングフロアと、
1:16:59	あと加圧器室の、についてなんですけれども、
1:17:03	こちらの方は格納容器内ですので水素、
1:17:08	要するに引火性の気体が発生する。
1:17:12	可能性があるかなと考えているんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:17	防爆型ではない、そのアナログ式の煙感知器を選定された理由についてちょっと背反のご説明をお願いします。
1:17:30	はい。関西電力吉田でございます。このCV内につきましては水素雰囲気になる可能性があるというところを考慮して、
1:17:41	念のため防爆型を採用するというふうに、基本設計方針でも記載させていただいております。
1:17:49	基本設計方針熱、熱感知器に関しては、感知器ってということなんですけど、煙はどうなんですか、煙はですね、もともと
1:18:01	電子機器、香典、アナログ式ということで、アノは若干着火減にならないというところの、そういった、
1:18:12	構造的なところを考慮して、
1:18:19	そのまま使っていると、熱については、熱電対で
1:18:27	通電した。
1:18:28	時に、若干減になりうるというところを考えて、念のため防爆型というふうに、そういった仕様にしております。
1:18:41	はい。規制庁植原です。ちょっとアナログ式でない防爆型の煙感知器について、がどういうものなのかっていうのちょっと私の方で見たところ、
1:18:53	仮に内部の電気回路に可燃性ガス等が侵入して、もう手追加しないように全閉構造となっている。
1:19:02	ていうことで防爆性能を有するってことが書いてありまして、穴ナガエ
1:19:09	アナログ式の煙感知器ってというのは何かこの説明、
1:19:13	採用されようとしているそのアナログ式の煙感知器ってというのはこういったことに、
1:19:17	耐えるような中で全閉構造になっているっていう理解でしょうかっていうので、はい。
1:19:25	はい。関西電力、吉澤でございます。今言われるように、防爆型の煙感知器というのも実際ございまして、今おっしゃられたような、
1:19:36	全閉構造で、内部に可燃性ガスが入っても、着火しない構造という、そういった、
1:19:45	ものですが、今回使用しますアナログ式の煙感知器、これは今おっしゃられたような前、
1:19:55	前形式ではなくて、内部にそういった、
1:20:00	可燃性のガスが侵入する可能性もありますけども、基本的には、
1:20:10	まきや着火元といいますか、何か火花が散るような、そういった、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:20:17	性質の設備ではないというところを考慮して、もともと水素の発生の可能性があって、考えてますけども、あくまで念のためと。
1:20:31	いうところで、そういった
1:20:34	火花が出るような可能性がある熱感知器、これを防爆型にしたというのが、当初のもともとの考えでございます。
1:20:51	はい。はい規制庁ウエハラです。
1:20:57	おっしゃる通り火花が知らないというのはアナログ式の煙感知器の方の説明にも書かれているんですけども本当に全閉構造、
1:21:08	であるものが煙感知器を設置する必要がないのかっていうので、ご説明とあとちょっとその説明を何か補足説明資料等にはい。
1:21:18	入れていただければと思います。はい。
1:21:21	はい。関西電力吉田でございます。拝承しました補足説明資料に追加いたします。
1:21:33	はい。はい規制庁ウエハラです。えーっとですね資料、
1:21:39	資料の 110 ページ、資料 6 の 110 ページですね。
1:21:45	6 の 110 ページで加圧器数のちょっと空気の流れてちょっと確認。
1:21:52	開口部を、
1:21:54	110 ページなんかの炉のところでは開口部を考慮した空気の流れというところでちょっと確認したいことがございましてこの図の 7、
1:22:05	図の中でですね
1:22:08	プラント停止中の方だと何か吸気以外にも何かその廃棄、
1:22:12	開口部からの廃棄があるように見えるんですけども、廃棄があるという理解でよろしいでしょうかね。
1:22:23	はい。菅。
1:22:25	関西電力吉澤でございます。3-5 の 5-2-1 図のことかと思えますけども、そのプラント停止の部分で、
1:22:37	までは開口部から、
1:22:41	出ていってる部分につきましては格納容器排気ファンへに通じるダクトということで、廃棄等を通じて、排出するラック等になってございます。
1:22:55	プラント提出につきましては、再循環ファンについては、停止するんですけども、格納容器吸気ファンから外気を取り入れて、
1:23:05	排気ファンからまた外気に保守、出すという流れになりますんで、この配置ファンへのダクトから、
1:23:15	廃棄されると、そういった流れになります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:19	はい規制庁ウエハラです。ちょっとすみません 100、ちょっと戻って 106 ページ見ていただきたいんですけど、
1:23:26	106 ページちょっと格納容器ループスでもちょっとまだご説明がまだかもご説明あったかもしれないんですよちょっと似たような話なのでちょっとここ比較。
1:23:37	させていただきますとこっちだったら吸排気されっていうところで大井と違ってこちらは廃棄も
1:23:43	ありませっていうことではい。
1:23:46	は廃棄されるっていう話も、
1:23:49	入れていただいているんですけども、何か今聞いた話ですと格納や加圧器不に関しても、吸気だけじゃなくて、吸排気がある。
1:24:00	ていう、
1:24:01	理解でよろしいでしょうか。
1:24:04	はい。関西電力吉澤でございます。このループ室も加圧器室もそうなんですけども、格納容器吸気ファンと排気ファンというもので、
1:24:16	格納容器内のすべての場所の空気の流れを作っております。ループ室についてはプラント定修は、
1:24:28	入口の開口の方から、旧機関で取り込んだ、外気を、ここの入口の部分から入ってくる形になって、
1:24:40	排気ファンへの排気ダクトから出ていくという流れになります。で、先ほどの 110 ページの加圧器室のプラント提出についても、
1:24:52	加圧器室の入口の部分から、空気が入ってきて、排気ダクトは、
1:25:00	排気ファンへのダクトから、
1:25:03	排気されるということで、ファンについてはループ室も加圧器室も共通で、それぞれ入口から、はい、吸気されて、は市田排気ファン、
1:25:16	営農いいですか。棚橋です。関西電力棚橋です。
1:25:20	簡単に言いますと、運転中は、9 期は、
1:25:25	再循環ファンから吸気される排気は、格納容器排気本のダクトからまた排出されます。
1:25:33	で、
1:25:33	停止中は、その格納容器再循環が止まりますので、
1:25:38	要は、開口部から入ってきます。
1:25:42	で出てくるのは一緒です。
1:25:45	そういう考え方でいいですかね。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:49	そそういうご質問ではなかったんですか。はい規制庁上原ですおっしゃる通りなんですけれども、106 ページで、このところでな、吸排気の範囲が多いと違って、
1:25:59	違う点で追加されていると、いうふうに認識しております、
1:26:06	そうですね。で、大井の場合こういった廃棄がないのでしたらこういった排気側の火災感知に及ぼす影響とかもちょっと確認する必要があるかな。
1:26:16	と考えてましてイメージとしてこの排気ダクトは結構すごい降っちゃう感じだと。
1:26:23	何か何かちょっと、火災感知の何か、
1:26:26	何かちょっと影響しないかなっていうのがちょっと廃棄になるところです。はい。
1:26:31	関西電力吉田でございます。今おっしゃられた大飯につきましても、排気ダクトありまして、ただある場所が、オペ、オペレーティングフロアの上部、
1:26:44	になります。ですんでループ室であるとか、加圧器室のところに、排気ダクトがあるという点では、多いとは異なって見えるかなと思っております。
1:26:59	今おっしゃられた排気ダクトに熱煙が、
1:27:05	入って行って、感知できなくなるんじゃないかというところについては、火災規模がちっちゃくて、
1:27:16	熱煙量がかかなり小さいという場合はそういったことになるのは、想定しておりますけども、そういった場合には機器影響はないと。
1:27:28	いうことにもなりますんで、それについては、
1:27:33	問題ないと、いうふうに考えてございます。ただ火災規模が大きくなると、当然ながらダクトから吸い込まれる量よりも上に上がってくる部分が、
1:27:47	出てきますんで、煙感知器等で感知できるというふうに考えております。
1:27:58	監査委員って話です。吉田マネジャーそれす。大井との
1:28:04	角高浜土佐。
1:28:06	これはあるんですかないんですか。
1:28:08	ラインじゃないの。排気ダクトの位置が、
1:28:14	うちだけが違ってです。
1:28:17	はい。規制庁江原です違いも多いとの違いも含めて理解できました大井の場合加来毛利、格納容器ループ数と加圧器室に排気ダクトがある

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	のではなくてその隣接エリアであるオペレーティングフロアに排気ダクトか。
1:28:32	あるということで高浜に関してそうですね、もうもろにそのループ室とかキフに排気ダクトがあるのでその影響を今、確認させていただいたということです。
1:28:43	はい。今のお話だと 110 ページのカーキ分のところには、
1:28:49	何か吸気の話だけじゃなくなんかちょっとは廃棄の話も、何か入れた方がいいかなと思いますんで修正のほどお願いします。はい。
1:28:59	はい。関西電力の竹田でございます。修正承知しました。110 ページも同様に、吸気ファン排気ファンによって給排気されるということで事実関係と合わせた記載と修正します。以上です。
1:29:13	はい規制庁ウエハラです。はい。
1:29:16	はい。
1:29:17	私からは以上です。はい。
1:29:23	はい。ここまでで他規制庁側からありますか。
1:29:28	本当。はい。
1:29:33	あ、規制庁中です。
1:29:36	ちょっと私も今日、我々と全部確認はできてないところあるんですけど、
1:29:41	結局、この補足説明資料レベル、もう、
1:29:45	大井との違いっていうところで、そこが差異があるかどうかってところは結構確認したいところではあって、
1:29:54	それで、そこは、
1:29:57	多くの、多分、新登場強震レベルなり、
1:30:03	最初のうちの資料 6 の、こういう、
1:30:08	エリアのカテゴリーとかここら辺までは多分、
1:30:12	多いと考え方は同じっていう理解ですかね。
1:30:18	関西電力駒井さん。
1:30:20	衛藤さん概ね、
1:30:22	一緒ですんで、ただ、大井にはなかったエリアみたいのも一ついくつかありまして、はいはいそういうものはちょっと個別にご説明が必要かなというふうに思っております。
1:30:32	はい。記者長の仲です。そういうところはこの資料上はどうやって確認すればよろしいでしょうか。すいません監査委員の話です。
1:30:41	ちょっと前回までのヒアリングの中ですら、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:45	我々、当初はこの資料読んでいきますと、白抜きのところ辺を、これが多いとの違いがあるところがございますので、そこを中心にお話をさせていただこうと思ってたんですが、
1:31:00	はい、グレー今グレーになってるところ。
1:31:04	ここにつきましてもうこれは我々が勝手に大井と同じというふうに思っているだけで、どう、その辺がどうなのかっていうのもちょっとご説明をするようにというお話がありましたので、
1:31:17	今回ちょっと、
1:31:18	試しにですね試しておかしいですけども、例として、それぞれ一つずつ選んで今ご説明させていただいたわけなんですけども、ちょっとこれからどういうふうに進めていったらいいのかはちょっとご相談になるのかなというふうに思っております。
1:31:35	はい。規制庁中です。多分その同じってところの定義がですね、多分、
1:31:40	考えてる範囲がもしかしたら違ってる可能性はあって、
1:31:45	だから多少の設備の違いみたいのはあるでしょう、C、
1:31:50	運用の仕方というのは若干違うでしょうし、
1:31:54	そういうところの範囲を、笹井のところの範囲を、
1:31:59	見比べたときに、全体としての方針自体は変わらないっていう、そのそういう説明につなげるってことですね。
1:32:08	そこは何か、
1:32:09	細かいところが実は何かいろいろ聞いてみると何か細かいところ、実はこんなところあれしてところが、
1:32:15	見えないところでこれを一つ一つ確認するのかっていうと、結構大変なのかなと思っていて、同じであれば同じでこういう差異があるんだけど、それは影響を与えるものではない。
1:32:26	プラントの違いによって差異を与えるものではないので、その設置方針自体が、
1:32:32	変わらないとかですね、何か、
1:32:34	そういうことなのかなと思うんですけど、何かそういう説明が可能なんでしょうか。
1:32:40	はい。関西電力吉田でございます。資料1の3ページ目に、そのあたり、大井の
1:32:50	設計と、後続の設計の違いを見やすい形でちょっとまとめておりますけども、奉賛4棟異なる設計と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:03	いうところは、丸をしておりまして、大井と同様の設計であるけども、トピックスを今後説明するというのが
1:33:13	になってございます。例えば、先ほど小森が申しましたように、2番目の新燃料貯蔵庫エリア、これオオイワ高天井エリアということで20メートル以上と。
1:33:27	いう、そういうエリアだったんですけども、高浜34号では、その新燃料貯蔵庫エリアに加えまして、アニュラスであるとか、燃料取替用水タンクエリア、これも20メートル以上の
1:33:41	場所ということで、新たなエリアとして、加わっていると。ただ設計の考え方自身は変わらない。
1:33:49	ので、
1:33:51	ただどのように感知器をつけるのかということについては説明させていただこうと考えております。一方多いと設計が異なるということが、5番目の、
1:34:07	フィルター室雑円筒室の部分になりまして、これは大井では、排気ダクトに感知器をつけておりましたけども、後続につきましては、隣接エリア、
1:34:20	に設置する感知器を兼用するということで、設計が異なっていると。で、先ほど私が説明した使用済み樹脂タンクエリア、使用済み樹脂貯蔵タンクエリア、
1:34:33	ここも多いと、設計が異なっているということで、説明させていただいた次第でございます。
1:34:49	関西電力衛藤梓がそうなってましてちょっとこの後の進め方の相談にもなってくるんですけども、これ我々
1:34:59	資料野呂空に関しましては、基本、大井を下敷きにしまして、変更箇所、赤字、
1:35:07	にしているという資料構成にしてございます。ですので先ほどの説明の110ページ名とか、例でいきますと、
1:35:18	設備名称とかですね、
1:35:21	等設備CEOに関してもちょっと違いますのでそこは赤字で書かさせていただいて、
1:35:30	資料でご提出さしていただいています。ですので、効率的な審査も含めてちょっとどういうふうに進めていくかっていうのは、
1:35:42	ちょっと資料の出し方そして説明の仕方、
1:35:45	これはちょっとまさにちょっと相談したいなと思ってたポイントです。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:50	我々としてまず、まずこういうふうに通り返明して、いや、もうここはもう資料見ておくから、
1:35:57	気になったことが聞くからっていうふうなことで、
1:36:03	切り分けて、あとここについてはきちんと説明するように、
1:36:08	というような、
1:36:10	ことが製造必要な、これ全部が全部説明していると結構な時間取りますので、ちょっとそこのご相談したいなと思ってます。
1:36:24	計上中です。まずこの資料6の赤字の意味が何かよくわかったって感じ。そうそうな、何、これはだから、赤地が江藤大井との違いっていうことでっていう、そうです赤字箇所が多いとの違い六ヶ所です。
1:36:46	や何か前回からの修正のように、
1:36:48	関西電力吉田でございます。申し訳ございません。ちょっと資料6の表紙の方にその旨記載するようにいたします。この赤字の意味については前回のヒアリングのコメント回答資料として、
1:37:04	記載して説明しただけで、ちょっと資料上引き継がれてないので、きちっと書くようにいたします。
1:37:14	はい。規制庁仲です。
1:37:16	わかりました。意味合いはわかりましたとして
1:37:20	少々お話があった通り確かにこれ自体は高浜発電所のなくて、
1:37:26	多分タカマツ伝承の核として、最終的に取りまとめるというものだと思っ ていて、
1:37:35	他プラントとの差異とかそういうことでは、ちょっとご説明あった資料の1 の方が、ここである程度は、
1:37:44	差異があるかないかってのがわかるということてただ、ちょっと読んだっ た限りでは何か説明するとしか書いてないので、
1:37:52	何かよくわからないところがあって、
1:37:55	むしろこういうこっちの資料1の方で差異のポイントなりってところ を、
1:38:02	何か付け加えていただいた上で、そうすという。
1:38:06	豆腐
1:38:08	結構、
1:38:09	局は大枠どういう違いがあるのかっていうのがまずわかってそれで最後 はこっちだ。
1:38:15	しろというようなところだと理解は、
1:38:19	しやすいのかなあとは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:21	思いつつ、ちょっとそこは工夫いただければと思いますけど。
1:38:25	あんまり手間をかけずにですねというところは、
1:38:28	それはそれで
1:38:29	共通認識だと思えるんですけど、何となくヒアリングのやりとりとして一つ個別にですね。
1:38:37	結局何か違いがあるのかないのかよくわからないような何か大枠の考えがよくわからないっていうところがあって、
1:38:44	そういうのが夜間、
1:38:46	見たところだと。
1:38:49	何か資料 1 でそうそういうところが、せつかくこういうのを作ってるのであれば、
1:38:54	そう。
1:38:56	何がどう違うのかっていうのを、
1:38:58	もうちょっと明確に、
1:39:00	記載いただいた方が、わかりやすいのかなとは思いましたが、ちょっと途中参加団体っての今までの経緯はわからないんであれなんですけど、
1:39:10	ちょっと感想ということで検討いただければと思うんですけど。
1:39:13	関西電力吉澤でございます。今はその説明する内容をずらずら書いていて、違いの部分、違いが明確にはわからないと。
1:39:26	いう記載なので、ちょっと記号で丸の部分、大飯と異なる内容という部分は、設計が違う内容を書くようにいたしまして、
1:39:38	バーで大井と同じ設計だけでもトピックスを説明という箇所については説明するしようとしているトピックス、これを、
1:39:48	明示するようにしたいと思います。
1:39:55	はい。規制庁中です。
1:39:57	だから資料 6 だけを見るとですね、何で変わってるかっていう理由がよくわからないようなところがあって、
1:40:05	ただ名称の変更の違いということなのか、設計の考え方自体が違うのかっていうところがわかんないまま差異がこうですと、
1:40:15	よう読めば大体判断はつくんですけど、
1:40:21	理由、変わってる理由ってのがよくわからなくてそれが単なる
1:40:26	集約すると結局どういうことなんですかっていうのは、何かサマリーとして、
1:40:33	資料 1 か、適切かどうかわかんないんですけど、そういうところで、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:37	比較していただいた方がいいのかなというのは感想でありますけども。
1:40:43	はい。
1:40:45	本当は資料 6 に何か吹き出しみたいな別冊みたいに作って、それぞれ違いこれこういう理由でこう書いてるんだっていうのが一番わかりやすいんですけどそれで手間だということであれば、
1:40:56	あまりそこまで求めるつもりはないんですけど、
1:40:59	何となく部分だけで、
1:41:02	見てなかなか判断がつくのかどうかってちょっと難しいかなというふうに思いました。だから大枠何が違うのかっていうのはちょっと、資料 1 だけ見ても何となく今の記載の方、
1:41:14	程度だと。
1:41:16	ちょっとあんまり、
1:41:19	へえ、書いてあるのは書いてんですかねちょっと全部は精査してないんですけど。
1:41:26	はい。
1:41:28	規制庁の西内ですけど、
1:41:31	多分ナカガワが言うようにですねサマリーは必要だと思っていて、多分この資料 1 の 3 ページ目は、多分資料 6 の頭につくイメージだと思うんですけど。構成として、
1:41:43	多分サマリーとして目次的な意味合いも兼ねてですね、多分ここ結局設計基準一般エリアと違う場所は、こいつらがあります。
1:41:52	これらの概略はこういうものですのでサマリーがまずあってその上に資料 6、
1:41:56	の、具体的なものが後ろについていくっていう形の方が多分構成としても共通理解が安いのかなと思うので、そこら辺は少しちょっと資料構成を見直すっていうのが一つ今後に向けて、
1:42:07	効率化にはなるのかなとは感じてます。
1:42:10	で、その上笹真里奈な内容なんですけど、
1:42:17	結局大井と高浜でプラントウが違うので、もちろん全く同じ部分なんてあるわけがないとっていて、そういう意味では、例えば、
1:42:30	新しく類似のエリア、
1:42:34	だけど、ここはその設計基準の①とか②の考え方を見直したんだとか、
1:42:40	あとはそもそもこの高天井エリアとかのこの条件に該当するその該当該当が変わったんだとか、そういう枠づけでの変更があるかないか、あるのであればその差分、その部分の説明をいただく。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:54	そういったその枠づけの設変更がない、なく、単純にそのプラントユニークプラント設計の差ですっていうことであれば、それは単純に資料提出だけいただいて、
1:43:05	こちらの方でも資料見て何か問題があればヒアリングで追加で確認をする。
1:43:09	それぐらいの話なのかなあという感覚ではちょっと私は聞いてて思いました。
1:43:30	葛西氏のサイトですけど、今、大井のことをつらつら思い出しながら、一応聞いてはいたんですけども、今のアノナカガワからの話、少しサポート的に整理していただきたいと思うのは、
1:43:46	イトウ、結局多いと、事実上同じなんだけれども、構造の差異によって、ただ考え方とか場所はちょっと違ってらるんですってというようなパターンのもと、
1:43:59	GC貯蔵タンクエリアみたいに大井では付けてつけてましたけど、今回はつけてないですっていうふうに、劣ってる部分と、
1:44:11	ひょっとしたらあるのかもしれないですけど多いよりも増設してるんで安全性を増してますと。
1:44:17	いう変化と多分三つあると思うんですよね大きく。
1:44:22	そこらへえんきちっと、要は、大飯と同等なんだけれども、ちょっとこう、これこれが違ってますってパターンと、
1:44:31	それから大井よりも事実上火災防護の話について劣ってますって話と、
1:44:39	安全性が増してますと。
1:44:41	いう話等、三つそういうことを前提にしてお話した方が、ご説明された方が多分わかりやすいんじゃないのかなと思うんですけどもいかがですかね。
1:44:53	すいません。江藤ニシウチですけど、多分ですけど、
1:44:58	劣ってるところはあっちゃいけないはずであって、要は基準適合っていう観点で劣ってるを取ってないっていうとあっちゃいけないはずなので、多分やっぱり大枠としての違いだと思っんですよね。
1:45:09	先ほど言ったような設計基準 12。
1:45:12	ていうまずオク場合はそういった考え方がある、基本設計方針上であるわけで、その枠が変わるか変わらないか。
1:45:19	あとは、そもそもオク置かないってところの考え方が変わるか変わらないかで置かない場合は、もちろん相当の話があった上で、その適合性という観点では同等の、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:30	話があった上で置かないって判断をしているってということだと思うので、あくまでその枠が変わってるか変わってないかっていうところが一つのポイントなのかなという気はしています。
1:45:39	ごめんなさい。葛西津野サイトウですけど、今申し上げたのは今ニシウチ言ってるのと基本的にわかりやすいように申し上げただけで、火災感知器を設置してない、設置しないで保安、
1:45:51	我々で言うところの保安水準によって判断するものみたいなものが先ほどで言うところのそういう話だしていうのにちゃんと置き換えてくださいね。
1:47:02	すいません関西例の話です。今の葛西市長さんと、それからナカガワさんのお話を踏まえるとですね、資料4でいきますと、
1:47:12	このグレーグレーのところは、これ基本的に大飯と同じというふうに我々考えてまして、ここはいわゆる何が多いと違うか、多分プラントユニークみたいな話になってくると思うんですけども、
1:47:25	そういうものが違っていると。
1:47:28	で、白抜きの、その次の3ページ目からぐらいのところですね、ここは
1:47:34	基本的には多いと考え方は一緒なんだけども、枠組みが変わっちゃって違う枠組みを使っているもの。
1:47:42	例えば、高さが一部だけ低くなってるんで、ここだけ、前は設計基準を使ったものを、これはもう法令上、基づいてやりますとか、そういうふうに変えたもの。
1:47:57	一番最後の5ページ目がですね、これがさっき劣ってるとかいうお話もちょっとありましたけど、
1:48:04	ちょっとは多いと全く変えたところですね、そういったカテゴリーで今分けてますので、
1:48:10	ここのところを、ちょっと説明の仕方なんですけども、グレーのところは、何が違うかっての端的にも説明させていただくと、資料を提出しますので、ご確認いただくと。
1:48:23	で、白いところはちょっとどう、どういうふうにこれ変えたのかっていうのを説明させていただく。
1:48:31	最後、
1:48:33	新たなところですねここについてはちょっといろいろご議論もあると思うんで、ここはしっかり我々の考えを説明させていただくという、そういうパターンのグレード分けになるのかなと思っています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:51	はい。規制庁仲です。ちょっと繰り返しになるんですけど、最後は何かっていうのを具体的にちゃんと
1:48:57	説明してくださいっていうところで、ちょっと資料 1 とか 4 を見た限りでも何か差異がありますっていうのと、説明しますっていうのと、高浜こんなことでしか書いてなくて、
1:49:08	結局大飯と高浜の差異は何なんですかと。
1:49:11	いうところのサマリーがよくわからないっていうところがあって、
1:49:16	それが飛んでいきなりこの紙、資料 6 に飛んで、
1:49:19	これですとかって、結局考えは何で違うんですかと。
1:49:23	いうところがわからないさっきおっしゃったように黒であればこういう際のみでやって、基本的な考えには差異がないとか、
1:49:33	白抜きであれば、
1:49:36	その設備ユニークなところに加えて
1:49:41	事情が異なって、
1:49:44	流転があって、そういうところについて、少しその積補助変えなければいけないのか。
1:49:51	どうかとかそ、そういうところを少し付け加えていただくぐらいでもいいのかなという気はしましたけど説明の仕方は、
1:49:58	はしますけど、
1:50:02	関西の話です。
1:50:04	ちょっと今のお話ですと多分、一番頭に、やはりサマリーがないとわかりにくいというような感じを受けましたので、そこはちょっと、
1:50:15	準備できますよね。
1:50:18	端的に何が違うのかというのをこう分類分けしたようなサマリー見たやつをつけてまして、そのあと、内容のご説明という話にした方がいいのかなと思いましたそうですね。
1:50:32	はい。
1:50:34	そこら辺がだからそれを踏まえて多分基本設計方針とかに立ち戻って結局それ自体も、
1:50:39	こういう差異の書き方でいいかどうかという判断に繋がるかと思ってるんで、
1:50:43	基本設計方針とあと具体的なこういう説明も含めて
1:50:48	大井との差異を少し事実関係として整理していただいた方がいいのかなということで、検討いただければと思います。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:02	そしたら、この後なんですけども、そしたら、資料 4 でいきますとグレーのところであと、四つほどあるんですけどこれはどうしましょう。
1:51:14	口頭だけで草間りを御説明この場でさせていただいた方がいいかそれとも次回資料を提出した上で、
1:51:21	どういう、
1:51:23	これはどうさしてもらいましょうか。
1:51:26	ちょっと規制庁側でも意見があれば、規制庁ニシウチですけど意見があればですけど、
1:51:32	今、サマリーをつかっていただくっていう話をさせていただいたところでもあるので、そういう意味では、今日、何かやるよりかは、基本的にまずサマリー作ってもらってそれをベースでまた確認を進めていけば効率的かなという気はしますけど。
1:51:47	今日時点で何か確認しておきますかどうかどうしましょうか。
1:51:51	資料資料で、少し整理いただくとしてもですね、何か早めにその論点となりそうな部分が、
1:51:58	あれば、
1:51:59	その事実関係の確認として、早めに情報共有していただくのもいいのかなとは思いますが、そういう点があるかどうかですけども。
1:52:08	そういう意味ではおそらくグレーの部分は、現時点では、今後のサマリー一次第の部分ありますけど現実にグレーに関して何かしらっていうものではないと思っていて、まずは白部分のお話で何か、
1:52:19	あれば、今日やりとりをするっていうことかなと思いますけど関西電力の方で、はい、承知しました私もそのイメージでしてグレーの部分はもうここだけ違いますと。
1:52:30	いうのをちょっと次回おまとめして、ご説明すると。
1:52:35	で、資料の部分が、まさにその設計基準を変え変えたけどかくかくしかじかで、大井のこれと一緒にですと、こういうお話ですので、
1:52:45	ここは今からですね、順次、
1:52:49	ご説明したいなというふうに思っておりますけれどもその説明でよろしいでしょうか。3 ページ目 4 ページ目が、エリアがちょっと幾つか三つほどですかね。
1:53:00	ありますので、こちらのご説明をさせていただくと。
1:53:03	いう進め方にしたいと思っています。はい。
1:53:09	とか、
1:53:10	進め方、まだ進め方の議論してる。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:14	いや、実は後で具体的に3ページ4ページの話は具体的に多分お話ししていただかなければいけないと思うんですけど、ちょっと1ページの説明した内容についてはちょっと後で個別にちょっと確認したいことがあるので、
1:53:27	すみませんこの進め方の話終わってから、
1:53:31	具体的にお伺いしたいと思います。
1:53:35	はい、承知しました。
1:53:39	規制庁西内ですけどそういう意味では今多分進め方はある程度合意を、
1:53:44	られて、これから白抜き部分、足の部分の変更が実質的な変更がありそうな部分について説明をいただく流れですけど、そういう意味で、
1:53:55	今、これまでにちょっと説明をいただいた分、Cvであればオペフロー、あとは加圧器室については、
1:54:03	現時点で先に何かもしやりとりがあればと思ったんですけど、葛西室長が先ほど確認したい点があるというのはオペフロの話ですかね。
1:54:16	はい。であれば先にそこだけやっていただいた方がそうですねはい。
1:54:22	加西市の齋藤です。資料4の1ページのオペフローの話なんですけど、これもともと藤アノ大井のときにいろいろと議論をさせていただいて、
1:54:37	基本的にはそれを踏襲しましたっていうご説明だと思っているんですけども、実際にこれを検討する、手順をきちっと、
1:54:49	追隨してるか。
1:54:52	という話をちょっと確認したいんですね。何を追隨してるかって話なんですけど。
1:54:58	もともと、
1:55:00	内容的な話からいくと、高さはなるべく高いところに確実にキャッチできるようにしようという話で、
1:55:11	今の平面図等を見してみる等、
1:55:15	1ヶ所だけしかつけないような、
1:55:18	説明のように見えたんですけども、これ実際には
1:55:24	要は、大中小のそれぞれの火災を考えたときに、特に台とか中とかについてわあ、
1:55:32	特に
1:55:35	運転中とかじゃなくて何だ、換気ファンが止まってルー期間においては、空気の滞留がほとんどだんだんなく、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:45	が弱いわけですから、そういった意味では確実に感知できるように複数設置できるかどうかのチェックをしてくださいと言った上で大飯のときにはこういう結果でした。今回の
1:55:59	今回高浜の三、四だと思うんですけれども、そこについては他2個の高さのレベルで競っちいできルーところが平面上に他にないのかという検討を、
1:56:13	したのかしてないのかと、いうことについてまずちょっと教えて欲しいんですけど。
1:56:24	の関西電力ヨシダでございます。資料、6-40ページをお願いします。
1:56:44	40ページで、左側のところの写真ありますけども、実際、
1:56:52	これ、付ける部分、つける位置についてはポーラクレーンに載る、
1:57:00	登場するための課題がある箇所がありまして、ここが唯一、
1:57:08	人が保守点検時に、問題なくアクセスできる課題というところになってございまして、これ以外に、
1:57:20	寄り付ける高さの部分がないといったそういう状況になってございます。
1:57:29	その説明はこの前の大井と多分一緒だと思うんですよね。
1:57:34	で、それ以外に同じような高さで寄りつきがーできるところが本当にないのかっていうチェックをしたのかというご質問なんですけどね。
1:57:48	はい。
1:57:50	関西電力吉田ですけど。
1:57:53	発電所、
1:57:55	チェックの状況をお願いします。
1:57:59	高松院長お願いします。
1:58:02	はい。関西電力の伊井です。同じ、他に寄りつけるところがないかというところも含めて現場確認をしております。以上です。
1:58:15	葛西津野サイトウです。
1:58:19	とりあえず、
1:58:21	いや要は、これの図面ではわからないんで、質問している話と前にも申し上げたと、前審査会合で申し上げた通り、大井と同じような、
1:58:32	手順でやってるかどうかについては確認させていただきますよってご発言をさせて、私からご発言させていただいてるところはまさにこういうところなんですよね。
1:58:43	ていうのが、1点ですあとついでにちょっと意地悪な確認になるかと思うんですけれども

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:58:50	資料の6のところで行く等、さっき質問、説明いただいたのが40ページだったから、
1:59:00	と、
1:59:01	そうそう、もうちょっと前の、何ページ31ページかな。
1:59:11	31ページ2、山王2-5表っていうのがあって、これも実際に7月の時に、
1:59:21	いろいろとご説明いただいた表だと、いうふうに理解をしています。実際にその案の3の右側にある案の3-1から3-4の部分については、これは余りにも高過ぎて、
1:59:37	の保守点検作業で、非常に難しいというご説明いただいて、
1:59:44	そこ、そこはそこでという話はわかっています。D案の意地悪な質問になるんですけどもさし最初に申し上げているところあまりのところなんですけれども、
1:59:56	ポーラクレーンのところなんですけど、
2:00:01	ポコッてポーラクレーンのそもそもの検査をするんだと思うんでその時に合わせて一緒に保守点検すればいいんじゃないのかなと。
2:00:10	いうふうに思わないことでもないんですけども、そうではなくてやっぱりこのさ、労働安全確保の観点から、
2:00:19	この1週間程度要するっていう記載は、
2:00:24	これはあれですね単独感知器を、
2:00:27	メンテする場合だと思うんですけども、ポーラクレーンのメンテとかと合わせてやれば、それなりにいける、ここの場所でもいけるんじゃないかと。
2:00:38	思わないこともないんですけども、ここについてはどういう検討されたのかっていうところにちょっと念のため確認をさせてください。
2:00:48	関西電力吉澤でございます。資料6の41ページ。
2:00:54	お願いします。
2:00:57	CVの壁面にサポートを溶接して感知器をつけるということになるんですけども、壁面にサポートをつけ、
2:01:08	れる埋め込み管金物、これが設置されている位置というのが、ポーラクレーンに乗ってすぐ手の届く範囲にはなくて、
2:01:20	足場を組む必要があるというところでここでは、5メートルぐらいの足場という記載しておりますけども、この足場の設置に、
2:01:31	期間を要するという、そういったことになってございます。すいません監査委員の棚橋です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:38	ちょっとご質問の趣旨とちょっと違うと思うんで、まずポーラークレーンのこのメンテの時に同じようにできないかというお話なんですけど、ポーラークレーンのメンテっていうのは基本的にポーラークレーン上にそういう部屋がありまして、
2:01:52	専用の装置が入ってる部屋がありまして、そこでメンテをするのがほとんどです。今ヨシダ申し上げたように、火災感知器をつけるとかちょっと別の、
2:02:01	エリアになるので、ポーラークレーンを同じ高さではあるんですけども、
2:02:06	ガーダーと言われるそのレール上の上になるので、そこには人が普段寄りつかない。
2:02:12	ところなります。
2:02:13	ですからちょっと専用の足場を組む必要があるということでございます。
2:02:20	加西市の齋藤です。そういう御所、今の棚橋さんの話とヨシダさんの話を両方合わせたような、
2:02:27	ことをきちっとご説明いただいて確認したと、というような話に多分なるかと思えますんで、なのですみません前から申し上げてる通り今
2:02:39	グレーの部分ですけれどもご説明いただいたところっていうのは、
2:02:42	1回はきちっと説明していただく必要があるんだと思って、今お伺いしていまちょっと一番気になるところをですね、ご確認させていただいたというところでございます。
2:02:55	1ページ、資料4の1ページ目のところについてはそれまでなんですけど、3ページ目の、
2:03:02	先ほど上原からもご質問させていただいた加圧器室の、
2:03:08	アナログ式でない熱感知器の話なんですけど私逆の観点で、
2:03:15	何、もう一度お伺いしますけども、何でここ、アナログ式の熱感知器にしないんですかという、
2:03:25	はい。3ページの先ほどご説明いただいた2番目にご説明いただいた加圧器室のところ、アナログ式でない熱感知キーじゃなくて実際に、上でアナログの
2:03:38	一つ上の行儀7日行でアナログ式の熱感知器って書いてあるんで、その下は何でアナログ式でない熱感知器なのかなっていうところをですね、逆の観点でちょっとお伺いしたいんですけども教えていただいてもよろしいでしょうか。
2:03:56	関西電力熊倉ですけれども。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:58	香月指数に於いて、アナログ式でない熱感知器を使っている理由としましては二つございます。一つ目ですけれども、
2:04:09	加圧器室の
2:04:12	感知区画の番号で言いますと、
2:04:14	当初、資料 6 の 33 ページをお願いしたいんですけれども。
2:04:23	第 3-2-12 図、
2:04:27	がありますけれども、これの感知区画の番号で言いますと 21、
2:04:32	18
2:04:34	12、
2:04:36	こういったピンクでハッチングしている場所があるんですけれどもこういったところは放射線量が高い場所、
2:04:42	になりますので、放射線による故障ということが考えられるので、電子部品、ICチップですね使っていないアナログ式でない熱感知器を、
2:04:53	採用するのが望ましいと、そういった理由で、アナログ式でないものを使っているのと、とか、もう一つの理由としましては、加圧器室、水素が滞留する可能性が、
2:05:06	ある場所ですので、
2:05:11	アナログ式で、
2:05:12	ないものであり、かつ、防爆仕様で、金属の筐体で覆われていて、火花が外に出ないように構造になっているものを採用すると。
2:05:23	その二つの理由から、加圧器室についてはアナログ式でないもの、かつ、防爆型のものを採用しています。
2:05:33	はい。笠井室の齋藤です。今のご説明でいくと前者、二つ理由があるとと言われて前者の方の話でいくと、
2:05:42	そ
2:05:44	ICチップはあまり使ってない方がいいっていうんであればアナログ式の煙感知器だって、おんなじ話ありませんかっていう。
2:05:51	ところがあって基本的にはさっき、
2:05:56	ウエハラとの議論の中であった通り水素の話だと私は認識してたんですけれども、ちょっと念のためにどっち乗り、本当に両方なのかそれとも、その今の前者後者の、
2:06:09	ICチップの話なのかSWISS後者の水素の話なのかどっちなんですかね。
2:06:14	もうちょっと、もうちょっと教えていただいでよろしいですか。
2:06:17	関西電力熊倉でございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:20	理由としましては、前者の方の放射線の方があっておまして、一番、先ほどの第3-2の12図ですけれども、一番上の23、
2:06:33	と書いてあるところ、こちらの白色、
2:06:36	になっておましてここは放射線量が、特段高い場所ではない場所なので、こういったところは、先ほどおっしゃっていただきましたアナログ式の煙感知器を、
2:06:46	使用していると、そういう、それ以外の場所をピンクのハッチングになっておりますのでこういったところにアナログ式の煙感知器が設置しないようにして、故障というのを防ぐようにしております。
2:06:58	はい。わかりました。で、逆に煙感知アナログ新煙感知器は、そこは放射線の影響を受けないようなところに設置するからとそういうことなんです。
2:07:11	はい。関西電力熊倉でございますご認識の通りでございます。
2:07:15	加西市の齋藤です。承知しました。その上で
2:07:21	資料6番の8ページ以降にフローありますよね。
2:07:31	実際には9ページ以降の話なんか選定して、
2:07:35	実際にフローがありますよね。
2:07:39	煙アナログと、
2:07:43	県、アナログでない熱感知器は、それぞれどこに該当するのかちょっと教えていただいてもいいですかこのフローの上でいうと、
2:07:55	即答できなければ、また別途、多分この話って、ほかの話も含めていろいろあると思うんで時間かかるんであれば別の時に回答していただければいいんですけども。
2:08:21	関西電力クマクラあ、関西電力熊倉ですけれども、資料6の11ページ、お願いいたします。
2:08:28	第3-1-2図の3分の3でございます。
2:08:32	で、フローで加圧器室の感知器がどこに行き着くのかということで、煙感知方式においては、一番下、
2:08:44	の黄色い四角でございますアナログ式の煙感知器を設置可能な取付面に設置。
2:08:51	というところにたどり着きます。
2:08:53	で、熱感知方式につきましても一番下の四角でございますこちらに辿り着くようなフローになってございます。
2:09:25	加西市のサイトです。
2:09:27	アナログ式の煙感知器はわかったんですが、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:33	これね。
2:09:34	今見てあれっと思ったのが真ん中、能ね。要は一番、
2:09:41	熱感知系はあれですよね左右に分かれている真ん中のラインの一番下だっただけですよ。ここは何でアナログ式の熱感知器じゃなくて熱感知器等というふうに書いてあるのかなっていうちょっとすいません。
2:09:57	改めてなんですけど、ちょっと確認させていただいてもいいですか。
2:10:02	なんでこれ、アナログ式の熱感知器じゃなくて、熱感知器等になってるんでしたっけっていう。
2:10:11	質問してる趣旨は、要はもともとはこの話って出発点は、基本的なところは全部熱、煙の熱、煙のアナログと熱のアナログを選択するのが第一選択ですっていう。
2:10:26	そういう話になってるんですよ。実って実際にいろんな条件に合わせて、いろんな条件があって設置の仕方についていろいろ整理してっていう話で、
2:10:37	第一選択に落ちるところなのかそれとも、他の選択肢に落ちるところなのかということだと思っていて、値Ⅱの場合アナログが第一選択になるはずなんで、
2:10:51	熱アナログじゃなくて他のアナログになるとキーワなんかどっかで外さないといけないんじゃないかなって思ってたんですけど、なんでこのアノで、今の 11 ページのところを見ると、
2:11:03	左下のところは、アナログ式の熱感知器を設置して書いてあるんで、そうですねってすぐわかるんですけど、熱アナログの場合は何で、
2:11:13	このラインが熱感知器等っていうふうになってて、熱アナログと他の、多分低温式のスポットさんとかあと防爆型のそういったものになると思うんですけどもこれが分け分かれる。
2:11:26	ルーチンになってないんでしたっけってというのが、すいませんあえてチェックかけたときに、今、
2:11:33	見たので、とりあえずご質問させていただいてるんですけども。
2:11:46	関西電力吉澤でございます。感知器の選定の断面で、環境条件を考慮しております、
2:11:57	資料 6 でいうと、9 ページ。
2:12:00	になります。
2:12:03	一番上の表ですけども、環境条件を考慮した火災感知器の選定というところで、選択肢としては、いろんな感知器検知装置ありますけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:18	それぞれのエリアの環境条件を考慮した場合に、どれが使えるかというところで、まず選択肢が絞られます。
2:12:28	加圧器室については放射線量が高いという、
2:12:33	高い場所に熱感知器つける必要があるというところがありますんで、熱感知方式の部分の真ん中の、
2:12:45	ところですねアナログ式でない熱、放射線が高い場所でしょうかというところ、これが選択されてきて、アナログ式が選択から外れるというところになります。
2:12:59	はい。土佐久野サイトウです。何となく今思い出してきましたこの図そもそもがあれなんですねえとまず 9 ページのところ、まず下、感知器をどのように選択するかと。
2:13:12	いう話があって、そこでそもそもそのアナログシキイのアナログ式熱アナログなのかそうでないアナログなのかの選択のところがあって、
2:13:24	10 ページ以降の話っていうのが、これが、要はその設置場所の話だから、最終的にここ一番下の 11 ページの真ん中のところは、
2:13:36	もうすでに選択されてるものをどのように設置するかだけなんで。
2:13:41	へえ。
2:13:43	ここは熱感知器等ということで、
2:13:46	両方あり得るっていう。
2:13:48	9 ページですすでに選択しているからということなんですね、そういう理解でよかったですか。
2:13:55	関西電力吉田でございます。おっしゃる通りの理解で問題ございません。
2:14:02	てことは先ほどのご説明でいくと、最初の 9 ページの選定のところが抜けてたから抜けてきたということですね。
2:14:09	はい。承知いたしました。はい。とりあえずまず
2:14:13	ちょっと
2:14:15	す。4 ページ、資料 4 の
2:14:21	5 ページのところのところについてちょっとまた別の議論があるんですけどもちょっとその前までの事実確認という話でしたんで、とりあえず私としては以上です。
2:14:35	はい。ここまでで他にありますか。
2:14:40	はい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:14:45	はい規制庁ウエハラです。ちょっと申し訳ありませんちょっとオペレーティングフロアでちょっと1点、確認することがございました。すいません。オペレーティング資料6の59ページですね。
2:14:59	まずちょっと位置付けで
2:15:02	オペレーティングフロアの火災感知の
2:15:06	説明で59ページからの原子炉停止時における、
2:15:11	必要な設備、
2:15:14	ていうのが書かれていて系統分離。
2:15:17	ちょっと
2:15:18	整理されて、
2:15:20	いるんですけれども、ちょっとちょっと若干確認したいのがですね。
2:15:25	74ページにちょっと見ていただきまして、
2:15:29	74ページ目で、
2:15:35	格納容器再循環ユニットってというのが離隔距離がとれていて、系統分離がなされていると。
2:15:44	というような、
2:15:47	説明があると思うんですけどすみません。
2:15:49	このAとB、
2:15:51	が離隔距離が6メートル以上あるっていうことでよろしいでしょうかって確認なんですけれどもはい。
2:16:03	おそらくこの二つの離隔距離のことかなと思ってんですけど、背弧の74ページでちょっとはい。
2:16:10	教えていただければと思いますはい。
2:16:22	関西電力吉田でございます。この理屈1、離隔距離って書いてありますけれども、理屈一位、①の理由には、6メートル以上の理科、
2:16:34	或いは隔壁等1時間耐火能力を有する隔壁等、いずれかで分離されていると、ということが条件、それは、
2:16:47	資料6の59ページのa、一番下の枠囲みの中に書いておりますけども、理屈1は6メートル以上か1時間耐火能力を持つ隔壁と、
2:16:59	いずれかというところで、今
2:17:04	再循環ユニットは離隔って書いてあるので、そこについてを、発電所どうですかこの理屈①
2:17:16	私は1時間耐火能力を有するか景気の方ではないかと思っておりますけど合ってますかね。
2:17:47	関西電力クマクラですけれども、ちょっと理屈①っていうところで、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:17:53	先ほど吉澤が申し上げましたように、6メートル以上の確保もしくは1時間耐火能力を持つ隔壁と、
2:18:00	そのどちらに、
2:18:04	類してるのかっていうところは、今一度ちょっと確認させていただいて改めて回答させていただきたいと思います。
2:18:12	はい。規制庁上原です。はい。でですね80ページを見ていただきますと、
2:18:19	理屈①でもそういった隔壁の場合には、離隔距離じゃなく隔壁等っていうふうに書いてますんで、ご確認いただいて
2:18:30	各液位で整理されてるようでしたらはい修正いただければと思います。はい。
2:18:37	関西電力熊倉でございます。今一度確認させていただいて、改めてご提示させていただきます。
2:18:45	はい。はい、規制庁上原です。私からは以上です。はい。
2:18:50	はい。規制庁西内です。ちょっと若干抜けてましたけどすみませんあれ、今ここまでご説明いただいたのでオペフロと加圧器室と、
2:18:59	あと1000使用済み樹脂タンク破片ってご説明いただきましたよね。ですからこの三つですね今ご説明いただいた具体内であって、
2:19:08	そこまで来ましたよねすいません。そうですね。はい。
2:19:13	衛藤。
2:19:15	すいません。塩済み樹脂貯蔵タンクとかの置かないエリアの、ちょっと具体的な確認は、ちょっとこれは次回以降にさせていただきます。
2:19:23	はい。
2:19:28	あ、はい。その部分をちょっと次回以降にさせていただければと思います。で、ちょっと論理じゃなくてちょっとこれは単純な仕切りだけ確認したいんですけど、
2:19:39	使用済み樹脂貯蔵タンクのところちょっと私も確認したいところがあって資料1の別紙なんですけど、
2:19:46	3ページ目のところ、
2:19:48	これ確かあの前回位も確認ちょっとした気がするんです。確認した気がするんですけど、T12No。
2:20:00	T12の同じ列、同じ列行でいうと、
2:20:05	廃樹脂タンクエリアとか廃止貯蔵タンクエリアがティーチンとこにあるじゃないですか。これってT1234共用、
2:20:13	設備で、T34としても、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:20:17	説明しなきゃいけないエリアっていう理解でいいんですかね、というのも基本設計方針上出てくるので一応根固めの確認なんですけど。
2:20:25	関西電力は倉でございます。
2:20:27	今の西井さんからおっしゃっていただいた基本設計方針の記載につきましては、資料3の紙右下ページ番号が、
2:20:39	6ページ。
2:20:40	1ポツ1ポツ2の二つ目の段落のところの記載のことをおっしゃっているのかなと思います。
2:20:47	ちょっとこちらについて、資料提出後ですけれども、改めてちょっと間がておまして、ここに並べてる。
2:20:58	四つのタンクのうち後ろの二つのタンクは1から4号機の全共用の関空でして、34号機の基本設計方針の中で記載をせずに、
2:21:09	1F他号機の方の基本設計方針1号機ですけれども、その基本設計方針の中で、設計を記載すると、そういった整理の方が、
2:21:20	いいのではないのかなと、感知器の設計としてはそう今考えてるところです。
2:21:27	規制庁西内ですけど
2:21:31	施行人の基本設計方針に、共用設備どう書かかって新基準の時に整理をしたルールがあったはずで、そのルール上だと、ちょっとここは直接的には違うかもしれないですけど、
2:21:44	基本その共用設備Dヤノ首藤6の設備じゃない場合でも、
2:21:49	共用号機でもちゃんと書いてまじましたよね。
2:21:53	基本的な書き方として、
2:21:57	そうです。そうそうそう。首藤6設備の場合だと確か首藤6号機を書かないで、丸々ポンプ丸々タンク括弧34号共用とかだけ書いて、6号機の場合には1号設備括弧何号、
2:22:10	内容も競合75共用という形で書くように、確か少なくとも共用されている以上は、その共用してる号機の基本設計方針にすべて登場している、整理をしていたら思っていて、
2:22:22	その整理を踏まえた上で、
2:22:25	なぜ、キー3、4の基本設計方針に、共用設備、防護対象であるはずの廃樹脂貯蔵タンクとかをさ、記載しなくて良いっていう整理ができるのかがよくわからなかったのだからそこは共通ルール踏まえてちょっと今後精査をいただいて、
2:22:40	お願いしたいのは、要は基本共用設備は僕が今の認識では、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:22:45	共用号機すべてで説明をされるべきものと思ってるんですね。一方でこの書き方をされる資料1の別紙3を見る限りだと、
2:22:54	そうは読めないんですね。要はT1に専用設備にしか見えないので、そこはちょっとその共用号機共用設備に対しての火災防護を、
2:23:02	全部の号機で逐一同じ説明をしると言うつもりは毛頭ないんですけど、少なくとも共用であってってことは明確にわかるようにしておいて欲しいなというこれは今後のちょっと、
2:23:14	資料上、
2:23:15	明記して欲しい部分です。お願いしてもいいですかね。関西電力熊倉でございます。ただいまの趣旨の方、理解しました。後二つのタンクにつきましては共用の設備でございますので、その旨、しっかり記載をして、
2:23:29	またこちらでご説明の際には、そのことがわかるように、説明したいと思えます。
2:23:36	ただ、基本設計方針の記載としましては、こういったタンクがタンクを設置する火災区画と趣旨、主語については火災区画となっておりますので、
2:23:48	そういった場合は、このこれが設置される火災区画自体は、前半の二つは、3号4号の火災区画で後二つは1双子の火災区画になりますので、
2:24:01	そういった観点からもうもしちょっと検討して、こういった形で書くのが一番正しいのかというのはちょっと社内で検討させていただきたいと思えます。
2:24:11	規制庁西内ですそうですねどちらかというと
2:24:15	お姫様そのまま防護対象設備の背の関係と、あとはそれを置いている火災区画区域の関係とっていう多分その観点だと思うんですけど。
2:24:26	ちょっと気になるのがこれ新基準の時にも整理されてるはずですけど、
2:24:34	対象の防護対象設備としては、34号の方でも廃樹脂貯蔵タンクあるはずですよ。それは設備として必要なもので、一方で、火災区域区画もそうした共用になるのかなっていう気がするんですけどその考え方かなと思っていて、
2:24:49	すみません、関西電力赤田です。よくよく考えたら1234共用の火災区画に、修正をしていますので、昔なので、
2:25:00	そういう点では先ほど西井様がおっしゃっていただいた整理で、基本設計方針の方も修正がかかるのかなというふうに今ちょっと考えを改めましたので、そういうふうに修正していきたいと思えます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:25:12	それであれば資料 3 のところは多分現状のままなのかなという気がして、 上でちょっと補足説明資料他の補足説明資料上で、P三、四 共用設備であって、火災区域区画としても共用しているということがわ かるように、
2:25:25	そこは書いてもらえればいいのかと思うので今後そういうところは、他 にあるかないかも含めてですけど、あるのであれば明記して欲しいとい うところをお願いします。
2:25:37	関西電力熊倉です。承知いたしました。
2:25:40	はい。衛藤。ちょっと塩見初動タンク室とかの具体的な確認はまた次回ヒ アリング以降とさせていただければと思いますが、
2:25:48	一旦ここまではよろしいですかね。はい。
2:25:52	じゃあ、他の白抜エリアの説明を進めるのか、ちょっと時間が割と進ん できたので、今日他にも説明項目例えば火災受信機盤、
2:26:04	この資料も積んでいただいていると思っていて、どこからやるかはちょっ と関西電力の方から、まず
2:26:09	どこから説明したいかっていうところで決めてもらえればと思うんですけ ど。
2:26:14	はい。関西電力の小森です。
2:26:17	これ 3 時間お時間ちょうだいしてまして 5 時までというふうに思ってます そうだと 30 分ですので、
2:26:25	もう資料の量に関してはちょっとはグレーハッチングのところの差異の 説明それで資料のところもうちょっと、一通りこれこれ説明しますと多分 30 分で終わらない。
2:26:37	やりとりふう終わらないと思いますので、これはちょっとすいません次回 に回さしてください。その上で、そしたらちょっと残りですね、受信機盤。
2:26:47	こちらの方は、ご説明簡単でございますので、ここまでやらしていただい て、本日、指名たいというふうに思っております。
2:26:58	はい。特段、規制庁側もよければ、そのままですけどよろしいですか ね。はい、じゃあすいません関西電力の方からお願いします。
2:27:08	関西電力熊倉でございます。
2:27:11	資料 1 のスケジュール表に基づいて項目番号 9 番と 10 番、火災受信 機盤の設計のところのご説明をさせていただきます。
2:27:21	こちらのご説明にあたってですね資料 7 コメント管理表の方で、ナンバ ー 7 でいただいております中央制御室で適切に監視できる設計であったり、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:27:33	ナンバー23 にいただいております、非常用電源の容量設計の観点についてもあわせてご説明させていただきたいと思います。
2:27:42	資料 6 の下のページ番号右下 222 ページお願いします。
2:27:49	こちらは補足説明資料の抜粋ですけれども 4-1 としまして火災受信機盤の機能についてを示している補足説明資料になります。
2:28:00	とですね、下のページ番号 224 ページを見ていただきたいんですけども、
2:28:06	こちら第 4-1-1 図ということで、高浜発電所における各中央制御室における火災受信機盤の概略系統図をお示してございます。
2:28:16	左上の本館建屋括弧 P34 と書いてあるのが、
2:28:21	34 号機。
2:28:23	本館建屋ピーチ 2 と書いてあるのが高浜の 1 府他号機の本館建屋を、
2:28:28	示しております。
2:28:31	真ん中に点線を引いておりますけれども、そちらから左側、
2:28:36	左側が B 中を制御して、
2:28:39	監視している。
2:28:41	もの。
2:28:42	右側が中央制御室で監視しているものになってございます。
2:28:47	具体的な火災受信機盤の構成についてご説明させていただきます。
2:28:53	中央制御室に、
2:28:57	設置しております、火災受信機盤につきましては、223 ページ。
2:29:03	の第 4-1-1 表にまとめしております。
2:29:08	No.1 から No.4 までございます。
2:29:12	まず、ナンバー 1 ですけれども、火災受信機盤自火報盤、
2:29:16	1 から 4 号機共用、
2:29:19	こちらにつきましては、先ほどの 224 ページの図で示しますと、左上のところにありますナンバー 1 の火災受信機盤になります。
2:29:29	こちらにつきましては、既設のものでこれまで、本館建屋を監視範囲として使ってきているものでございます。
2:29:38	ナンバー 2、
2:29:40	の火災受信機盤ですけれども、
2:29:42	こちらは、今回火災、
2:29:45	感知器の増設にあたって、
2:29:47	受信機盤も増設しております。
2:29:49	その新設の受信基盤を示してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:29:54	続いてナンバー3ですけれども、こちら火災受信機盤加古熱サーモカメラと監視用と書いてございますけれども、
2:30:02	こちらは屋外SAカメラ、
2:30:06	屋外の熱サーモカメラであったり屋外の、
2:30:10	防水型の熱検出器、
2:30:12	こういったものを、関するために、AB調整月につけているものでございます。
2:30:20	次ナンバー4の火災受信基盤括弧メッセージ表示器T34 特重建屋用と書いてございますけれども、こちらは特重建屋の中に設置されております火災受信機盤。
2:30:33	の情報を転送することで、ピーチを制御室においても、アナログ情報を交換することができるようになっております。受信機盤でございます。
2:30:46	高浜発電所におきましては、中央制御室が中央とB町に分かれておりますけれども、
2:30:53	中央制御室の方で、
2:30:55	火災受信機盤層厚は、総合操作盤というものがございますけれども、
2:31:01	そちらを用いまして、緊急時対策所や、附属建屋へ廃棄物貯蔵庫といった附属建屋のアナログ情報を、
2:31:12	確認することができるようになってございます。
2:31:16	高浜発電所における
2:31:20	火災受信機盤の
2:31:23	概要については以上です。
2:31:26	参考としまして、下のページ、
2:31:30	ですね、あと227ページ。
2:31:33	2 美浜発電所3号機における、
2:31:36	火災受信機盤の概略系統像、
2:31:38	添付してございます。
2:31:41	こちらにつきましては、
2:31:46	他のプラントと特に大きな差異はないんですけれども、1点だけ違うところがございまして、ナンバー3の火災受信基盤というものが追加になってございます。
2:31:59	こちらは、消火設備用の火災感知器を美浜3号機におきましては、一部流用しているところがございまして、そちらの感知器から発信される。
2:32:09	アナログ情報を、中央制御室でも確認できるように、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:32:15	追加で、
2:32:16	設置しているものでございます。
2:32:18	その他につきましては、先ほどの高浜 3 号機、
2:32:22	における説明であったり、
2:32:24	これまでの大井であったり、ピーチ 2 での説明と、り災はございません。
2:32:31	最後にですねコメントいただきました非常用電源の容量についてご説明させていただきます。
2:32:37	補足説明、資料 6 の 226 ページ。
2:32:41	括弧参考として、今回、資料を追加させていただいております。
2:32:46	高浜 3 号機と高浜 4 号機における、各非常用電源の容量、
2:32:52	そしてあと負荷容量、そのさあで空き容量というのをお示してございます。
2:32:59	また、第 4-1-4 表で、
2:33:01	火災受信機盤の定格容量、
2:33:04	の形を出してございます。
2:33:07	定格容量の方は、kVA の表示になってございますが、保守的にキロワットとみなした場合においても、十分非常用電源の容量は、
2:33:18	確保できていると。
2:33:20	考えてございますので、問題ないというふうに考えてございます。
2:33:25	浅井受信基盤関係に係るご説明は以上です。
2:33:30	はい。規制庁西内です。火災受信機盤関係で規制庁側からですけど、
2:33:39	そこ、
2:33:41	はい。
2:33:49	はい規制庁ウエハラです。
2:33:51	すいません 224 ページの図でちょっと確認したいことが、
2:33:56	ございましてこの高浜 34。
2:34:01	で、監視している火災感知器の情報と、高浜 12 で確認している火災感知器の情報っていうのは、何かのどこかでデータ通信というか共用がなされる。
2:34:15	今日なされるっていうふうに理解してよろしいでしょうかっていうのは何かその左のその前のページの 223 ページだと、
2:34:25	こういう、こういった受信機盤が何か 1234 号炉共用っていうふうになってまして、
2:34:31	うん。ナンバー 1 から 3 に関しては、なのでこの二つの AB 中央静養室の間のデータも何か共有されるというイメージでしょうか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:34:49	関西電力クマクラですけれども、
2:34:51	中央とB中央の間で相互にやりとりするというようなものは特段ないんですけれども、一部違法が飛んでいるものもございます。
2:35:01	また受信機盤、1234号機共用としてございますけれども、こちらの理由としましては、火災感知器、
2:35:10	が開発している範囲が1234共用の範囲。
2:35:13	を見ている場合もございますので、そういったものも含めて火災受信機盤として、
2:35:19	全然共用として、登録しているものでございます。
2:35:26	規制庁上原です。はい。
2:35:29	わかりました223ページのそうですね1234号炉共用って意味がわかりまして、そうですねこの、
2:35:37	34号と12号の共用している、さっき話した火災区域なり、火災感知器等があると思いますんでそういうのもあわせて、それぞれの中央制御室で監視できていると。
2:35:50	いうふうに理解しました。
2:35:53	はい。
2:35:54	ですね高浜34で、
2:35:58	見えているこの火災感知器の情報。
2:36:02	このB中央制御室で見れてる情報っていうのはこれ緊急時対策所とか、この附属建屋との関係性はどうかねこちらとは、
2:36:12	データ通信は特になんかという理解でしょうか。
2:36:30	関西電力熊倉でございます。
2:36:32	と緊急時対策所におきましては、中央制御室に設置しております、火災受信機盤。
2:36:42	B中央制御室に設置しております火災受信機盤について、
2:36:46	その情報を確認することは可能。
2:36:51	ではあります。ただマストではないというふうに考えてございます。
2:36:59	すいませんアノタカマツ。書の方でちょっと私の発言が誤っているところがあれば、補足ください。
2:37:07	関西電力のミイです。はい。緊急時対策所のアナログ情報は、中央制御室、西川でません。このA中央側の火災受信機盤括弧総合操作盤の方にしかアナログの情報は行ってまして。
2:37:23	ただ、今線では移行ライン書いてませんけども、緊急時対策の火災受信機盤からb中央制御室にあります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:37:34	ナンバー1の火災受信機盤のカッコ自家交番というところに行こうという形では、
2:37:43	言ってますので火災が発生したときには、ミイ中央制御室の方でも、緊急時対策所で火災が起きていると、ということがわかるようになってます。以上です。
2:37:58	はい。規制庁上原です。はい。理解できました附属建屋からのアナログ信号は、AA受容室にしか行ってないんですけれどもデジタル情報ですかね違法と、
2:38:10	おっしゃったんですけれども、そちらはこの附属建屋からBB、中央制御室の方に、
2:38:18	このナンバーワンですかね、に入るということでそれで知ることができるということで理解いたしました。はい。
2:38:26	はい。あとちょっともう1点なんですけれども。はい226ページで、非常用電源の容量ですね。
2:38:36	はいご説明されたんですけれども、
2:38:39	申請書とか見ると、こういった非常用電源が供給さ、供給が開始されるまでの間、
2:38:47	その容量を有した障防法を満足する蓄電池を設けという、項目がございまして、
2:38:56	そういった蓄電池の容量が十分であるっていうのは、こういった補足説明資料のどこかに何か記載されるものなののでしょうか。
2:39:17	関西電力熊倉ですけども。
2:39:20	ナンバーはナンバーツの火災受信機盤については、
2:39:25	検定品の、
2:39:28	火災受信機ですので、障防法、
2:39:32	を満足している
2:39:34	蓄電池室がついてると、そういうのはいえるとは思ってます。
2:39:49	葛西さんサイトウです。質問の仕方がひょっとして悪かったかもしれないので、改めて聞くんですけど答えが思うであれば確認し、後日回答しますにしていきたいなと思いますので、
2:40:03	何を聞きたいかという、
2:40:07	アノ地区で、内部に入ってる蓄電池がきちとよう、
2:40:13	機能を果たすかどうかという観点っていうのは、今どこだっけ。226ページで先ほど熊倉さんがご説明いただいた非常用電源。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:40:25	定格容量との関係でいうと非常用電源が作動するまでの間に、少なくとも、そういった蓄電ちいでない蓄電池を使ってこうした
2:40:38	自火報系の話を監視するっていう話になると思うんですよね。その分、や、蓄電池の容量がきちっと、受信機バーンのセットの中に、
2:40:52	組み込まれてるかどうかと、いうことをですね、ご説明をしていただかないと多分答えにならないと思うんです、これは今の熊倉さんのお答えですと多分今日お答えできないと思うんで、
2:41:06	後日、改めて回答していただければと思います。それでよろしいですか。
2:41:12	はい。関西電力熊倉でございます。ちょっと資料として、お示しし、目にお示ししている部分がございますので、しっかりと確認した上で、文書として、
2:41:23	アノて提出ご提示させていただきたいというふうに、
2:41:26	考えます。
2:41:30	河西氏の齋藤で続いてちょっと確認、ほとんど確認的なことだと思っ ているんですが、224 ページの
2:41:44	系統ずーのところで今回は高浜の 34 のご説明だという認識なので、左 側のT34 と書いてある方で確認するんですがここは中央制御室の中 で、
2:41:57	ナンバー1 とナンバー2 がいわゆる基本的には検定比のものを使って 3 番が熱サーモカメラで 4 番は、またちょっと別の場所のっていうそういう イメージだと思うんですね建屋の
2:42:12	中で、ナンバー1 とナンバー2 っていうのが、おそらく今回のPRAの高 浜参与のプラントの中で、結構重要な位置を占めると思うんですねまず そこまでは大丈夫ですよね。その上で、
2:42:25	この一番と 2 番っていうのが、今まで今回は、今のこの書き方で見ると 一番もうすでに既設のもので、
2:42:35	多分これ高浜の三、四の両方多分見てる。
2:42:39	もので、今回バックフィットの関係で増設しますっていうのがナンバー2 の、
2:42:45	ものだと思うんですよね。これも多分 3 号機 4 号機両方多分監視する 形になると思うんですよね。
2:42:53	そこまでノジリつー還付 2 案という理解のもとで、
2:42:59	これが 3 号機なのか 4 号機なのか、それとも

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:43:07	単一火災であった場合、一つの火災区画でも、今までの説明だと感知区画は多分複数に分かれていますから、複数の信号が多分発せられるときに、
2:43:19	きちっとこの二つの、
2:43:22	阿蘇エース
2:43:23	自火報版を使って火災感知が、
2:43:26	できるのかどうかと。
2:43:29	いうことをですね念のためにちょっと確認したいんですけども。
2:43:33	これって、
2:43:35	具体的には例えばナンバー2 のところで、河西の佐橋新保が発行された場合にそのかさ各火災感知場所とかを、
2:43:46	すぐに特定することができるのかというのが1点、あともう1点は、
2:43:53	それがアナログだった場合、
2:43:55	アナログ式の感知器だった場合、きちっと誤作動でないということを確認できるような画面がきちっとあるのかと、いうことをちょっと2点教えていただいていいですかね。
2:44:16	すいません。関西電力熊倉ですけども、高浜発電所の方、
2:44:21	ちょっと、
2:44:22	確認できますでしょうか。
2:44:25	はい。関西電力のミイです。ナンバーワンの火砕流新木場もナンバーツ 一火災受信機盤も、菅敷どこの乾式が発行しているかとか故障はして るかという。
2:44:39	アドレス情報を得るような画面がございます。ですので、どこのどこで火 災が起きているか、どこの感知器が故障しているかということはわかる ようなものになってございます。以上です。
2:44:55	加西市の齊藤です。アドレスがあるのはわかってるんですけども、そ のアドレスがどこかっていうのをすぐに、今でも退避できると、火災の要 はどこが火災になってるか。
2:45:08	ということがわかるという認識でまずいいのかというのが1点と、あともう 1点はアナログシキイの、
2:45:16	ここの発電所でアナログシキイの感知系を設置するのはこれが初めて になるんですかねそれともそうでなく適切であるんだとすればアナログ シキイですと。
2:45:26	火災防護審査基準でいけばええとか。
2:45:30	アナログの画面で、おそらく

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:45:33	誤作動防止のためにですね、アノ所、
2:45:36	火災情報が入ったときに例えば煙アークであれば煙の濃度がですね、その一つ一つの感知器で、
2:45:45	グラフみたいな形で多分確認できる機能があると思ってるんですけどもそういう理解でよろしいかと。
2:45:51	いうことの、ちょっと2点教えていただければと思います。
2:45:56	はい。関西電力のミイです。土佐委員とまず2点、まず2点目の方なんですけども、今齊藤室長がおっしゃっていただいた通り、アナログの感知器については煙の濃度によってそのグラフで表示するというものは、機能がございます。
2:46:14	というのは2点目の回答です。1点目の方ですけども、高浜発電所ではもともとアナログ式の感知器というのは導入してます。ですので、ナンバー1のナンバーにもアナログの情報がわかるということと、アドレス情報がわかるので、火災受信機盤
2:46:34	とそばには感知器の配置図を置いてますので、アサノ孔感知器のアドレス情報から、配置図を見て、ここに火災が起きているということがわかるようになってございます。以上です。
2:46:49	はい。葛西津野サイトウです。まずすいませんお答えいただいてありがとうございました。
2:46:55	安心した部分と、あとすいませんアノねん。ちょっとだけあと確認設計上の確認をちょっとさしてくださいナンバー1とナンバー2で、おそらく増設の部分についてでいうと、
2:47:07	おんなじ火災区画増設した場合多分ナンバー2の方に出てくるんですよね同じ火災区画で発報した場合、ナンバー1とナンバー2が同時に多分発表すると思うんですよね。
2:47:20	そういった時に、火災の数、
2:47:25	火災の確認を適切にできるのかというところが、念のためにできるという回答だと思うんですけども、どんな感じでやるのかについて、今日は多分、
2:47:38	お答えできないと思うんで、また、1人で全部刺さっとか、確認できますっていうのであればそれでもいいんですけど、
2:47:45	別々脳受信基盤なんでどうなのかなと思ってですね、とりあえず念のため、
2:47:50	ご確認をさせていただければと思います。これ今後の
2:47:56	リクエストです。逆にね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:48:00	麻生神山もだからそういう意味でいくと、ナンバー1とナンバー2がそれぞれ分かれてるんで、
2:48:08	そういった、でもこっちは多分そういうことは多分ないと思うんですけど、別の場所なんで、高浜の三、四とかであればおんなじ火災区画で多分別々の
2:48:18	自火報版が発行するんで、今の瀬古の設計の仕方でいくとですね、きちっとそこを、
2:48:25	2人以上できちっと対処できるのかなというのでですね、念のため、すいませんが今後確認させていただければと思います。私からは以上です。
2:48:34	はい。関西電力のミイです。具体的な資料はないんですけども口頭にはなりますけれども、ナンバー1とナンバー2の火災受信基盤は、近くに設置されるように計画してございます。
2:48:47	ですので1人衛藤おっしゃられる江崎市長がおっしゃられる通り、一つの火災区画で火災が発生した場合に、ナンバー1とナンバー2、両方もが発報するということがございます。
2:49:00	その場合でも近くに設置しているということで、1人で、半期の大場もメリットも見えますんで、その二名の情報から配置図を見て、どこの場所で火災が起きているということはわかるように設定してございます。以上です。
2:49:20	はい。ありがとうございます。まず下、受信機のところに、受信機は意外と火災た火災防護対策の上では結構重要ですのでちょっと細かいことをお伺いして恐縮ですけども、
2:49:33	一応火災防護審査基準でも制御、中央制御室で適切に監視できる設計であることという項目がありますんでちょっとこの設計図を見た上で、まずは必要な事実関係について確認させていただきました。以上です。
2:49:50	規制庁西内ですけど岡さん受信基盤関係ほかに規制庁側からありますか。
2:49:57	ちょっと私からここ、前提的な話も含めて何点かだけなんですけど、あれ、今日説明いただいたのはこれ高浜34が対象って理解でまずいいんですかねこれ。
2:50:08	関西電力盛です。高浜34が基本で、構成に関してはもうあと高浜12号と美浜の3号も含めて説明したというつもりでいます。ただ、容量に関しては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:50:23	高浜 34 号だけです、次週以降、次回以降ですね、高浜 12 そして美浜 3 号の容量に対しても、ご説明しますし、
2:50:34	営業に関して宿題、いただきましたので、その回答も実施以降にしたいと思えます。わかりました。規制庁西内です。わかりました。高浜 12 と美浜 3 もだからこの図に載っている姿が最終形だと思っているってことですね。
2:50:49	関西電力コモリさんは、構成としては、この図の最終形で設計を進めております。わかりました。だから高浜 12 とか既設盤とかでも追加増設の感知器分も対応できるってことなんですよ。
2:51:08	はい。関西電力の竹田でございます。地域につきましては既設の分で、増設分を収容できるということを確認してございます。以上です。規制庁西内です。先ほどのタケダの回答について訂正させていただきます。
2:51:25	B1B12 の方ですけども、既設の受信盤ではなく実施新設となります。新しくなりますのでそれで 1 個で対応するということになります。
2:51:38	以上です。
2:51:40	規制庁西内ですけど今 224 ページの第 4-1-1 図見てますけど、
2:51:46	唯一、
2:51:47	中央制御室に置いてる火災受信機盤括弧地方版って書いてあるとかこれが新設ってことだからリプレースするってことなんですかね。
2:51:56	関西電力のマイです鷺見主事さんがおっしゃっていただいた通りの認識です。
2:52:00	規制庁西内ですわかりましたそういう意味ではだから高浜 12 の多分説明、補足説明資料いただく時には多分その前の第 4-1-1 表、
2:52:11	223 ページのところが多分中央制御室まず構成がちゃんと説明がされてそこで新設、リプレース棟が、
2:52:19	明記されるってそういうことですかねだから今日はやっぱりだから高浜 34 号の参加の説明に特化してあるってことで理解すればいいんでしょうね。
2:52:28	関西電力森さんのおっしゃる通りですねはい。今回は高浜 34 に特化した説明と、
2:52:35	ということをご理解ください。
2:52:37	はい規制庁西内ですわかりました。今回資料 1 の冒頭では高浜 34 だけ何か丸がついてるというか今回説明対象っぽくなっている、
2:52:47	資料 1 のあれかもしれません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:52:53	2 ページ目の、本日の説明対象の部分ですかね。でもここ見る限り高浜参与鹿野ピンクになってないので、ここだけなのかなと思いつつ高浜市新美浜さんが入っているので、ちょっと今後説明いただく時には、
2:53:07	これ、高浜参与のまとめなので、当たり前だっただけのことかもしれないですけどちょっとそこら辺がわかるようにもう少し明確にしていただければなと思います結局どこを確認してるかよくわからなくなるので、
2:53:19	関西電力コモリさんの承知しました。はい、ありがとうございます。はい。その上でちょっと若干、
2:53:25	ちょっと質問してしまったんですけど、高浜って、1 に緊対所って 1234 共用でしたっけ。
2:53:37	完成稟議のみです。その通りです緊対所は 1234 共用になります。以上です。規制庁西内です。了解しますと、
2:53:47	了解です
2:53:49	222 ページの文章上だと出てきますけど、だから共用設備の
2:53:54	火災感知を、どこでやるかっていう意味でいうと、多分この赤字でダーツと書いてる中には消火責任のあるっていうようなワードが出てくるんですけど、要は、
2:54:05	共用だからといって、お互いの中操にわざわざ送るようなことはしてなくて、共用ゆえに、どこかでまとめてその消火活動や火災防護対策っての一貫してやってますよってそういう説明と理解すればいいんですかね。
2:54:22	関西電力の藤井です。西内さんがおっしゃられる通りの認識で結構問題ございません。いろんなところになって誰が対応するんだではなく、ちゃんと修繕対応するところが決まっていましてそこに出ればいいという考え方で次、設計しております。以上です。
2:54:39	はい。規制庁西内です。火災防護審査基準上は別に一対一での監視っていうところまでを求めているものではないのかなというふうに私は僕の理解をしているので、そういう意味では火災防護対策全般通じて
2:54:52	合理的なところでの監視っていうのができてればいいのかなと思うんですけどちょっとこれは今後に向けてなんですけど、そういう意味で多分、P1234 は特にそうなんですけど共用が多分キーワードになってくると思っていて、
2:55:05	資料上もその共用設備が共用設備じゃないかってのはこの、
2:55:08	いたるところが多分出てくるところは、すべてちょっと明記をいただければ嬉しいなと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:55:15	その際に今、確認させていただいたような考え方っていうものが多分ベースにあると思うのでそういったところがわかるように書いていただければより理解はスムーズなのかなと感じました。
2:55:25	ちょっと次回、高浜 12 も含めて説明いただく時にはそういうところをちょっとご留意いただければと思います。
2:55:34	はい。関西電力盛です。承知しました。
2:55:39	規制庁西内です。
2:55:42	あとは、ちょっと設計思想的なところかもしれないんですけど、
2:55:48	結局そのT12の方に若干入るんですけど、この総合操作盤って書いてる。
2:55:54	オノ。
2:55:57	を置くか置かないかっていうところ。
2:56:00	%。
2:56:01	総合といいつつも、結局一部の感知器しか見れないわけで、
2:56:06	そういう意味では
2:56:08	他の建屋の地下ハウバンとの関係で、追加設置する必要があったのが高浜 12 で、
2:56:16	高原さん用別に既存の自火報盤で対応できるかっていうそれだけの話なんですかね。
2:56:22	結局この総合操作盤で全部見るっていう話じゃないんですよ確か。
2:56:27	はい。関西電力のミイです。新居さんのおっしゃっていただいた通りで総合操作盤はあくまでこの附属建屋のアナログ情報を見るために設置するものでございます。以上です。
2:56:39	はい。規制庁西内です了解しますと、
2:56:43	あと 1 点の計算私最後ですけど、226 ページの非常用電源の容量の話なんんですけど、
2:56:51	これ、すみませんもしかしたら私がどっかでお願ひした確認事項に対しての回答なのかなっていう気がするんですけど。
2:57:00	衛藤。
2:57:01	火災受信機盤に限定したつもりはなくて、
2:57:06	というか、火災受信機盤単体の容量であればそんな大したことないよねっていうのわああってどちらかというとその今回追設する感知器自体の、
2:57:16	ずつ設置する感知器自体もうあれ非常用電源に接続してますよね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:57:21	それ自体のはなCをぶつかってというお願いしたつもりだったんですけど、それなり数が多いのでっていうところですね。
2:57:29	関西電力熊倉ですけども、カクウ感知器なんですけれども、各受信機盤から電源を供給しております、
2:57:39	受信機盤は、それぞれこの定格容量を持っていますので、この容量を超えることはないというふうに保守的に考えてございます。
2:57:48	規制庁西内です。承知しましてありがとうございます。理解できましてありがとうございます。
2:57:53	私は現状以上です。あと高浜 34 分という意味でいうと現状以上ですけど、他に火災受信機盤系で何かありますかよろしいですか。
2:58:05	はい。
2:58:07	今日ですべてが終わるわけではないので、次回以降また、今日いただいた分も含めて何かあればまたヒアリングで確認させていただければと思います。
2:58:16	はい。
2:58:20	そうしましたら、一旦今日はここまでとさせていただいて、今日ちょっと資料の作り方は、説明の仕方っていう部分を含めて共通理解の具体化されたと思いますので次回以降また引き続き、
2:58:32	順次ヒアリングを進めていければと思います。
2:58:36	はい。
2:58:38	そういう意味で言うと、スケジュールはもうここに書いてる通りだと思いますので適時見直しつつ、また資料整った段階でご提出をいただいて、こちらでも十分確認した上でヒアリング効率的に臨めばと思いますが、
2:58:51	全体として関西電力側から何かありますか、スケジュール的なところも含めてですね。
2:58:58	はい。関西電力、桃井です。
2:59:01	今日のお話でいきますと高浜 34 でちょっと幾つかちよつと、もう一度というか宿題回答含めて説明が必要になるかなと思ってまして、
2:59:15	次回ですね第 4 週で東京支社として調整させていただいてると思いますが、こちらの方は高さん 4 の残りをちゃんと説明するバーがまずベースにあると思います。
2:59:28	美浜の 3 号の資料もちょっと準備しようと思ってたんですけども次回ヒアリングで何時間ぐらい取れそうかっていうめどって今の時点でわかりますでしょうか。
2:59:42	規制庁西内ですけど、内容によってかなと思っていて、それは

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:59:49	出てくる資料のボリュームによって必要であれば必要な時間取りまっすってところになると思ってますので、まずは
2:59:57	次回のヒアリング時間というよりかはもう出せるものをご準備できるものを、関西電力として多分どんどん出してもらう。
3:00:05	というところが一つなのかなと思ってます。その上で、こちらとしても多分必要であれば、
3:00:10	午後いっぱいを押さえておくとか、そういう対応はこちらもさせていただきますので、
3:00:15	そこはちょっと順次、まずは資料を踏まえてこちらもちょっと対応を考えたいと思います。よろしいですかね。はい。ありがとうございました。それではですね今回の資料の修正分と、あと、
3:00:31	実実はですね次美浜の分で資料を準備しようと思ってますので、こちらの方を準備でき次第、提出して、次回ヒアリングに、
3:00:43	臨む求めます。おそらく、結構な物量になるかなとは思っておりますので、ちょっとお時間の調整の方さしてください。はい。私から以上です。
3:00:55	はい。規制庁西内です。ありがとうございます規制庁側から全体通して何かありますか。
3:01:07	次長の蘇武オノオクでございます。先ほどの水木の方からの発言とかなりかぶるところがあると思うんですけども、今回のこの審査の多い作業の実績があった上での審査ということになると思いますので、
3:01:19	やはり大飯と違うところはどこであるのか。
3:01:21	そのせ、設計方針のワーキングに対して妥当であるかというふうなところやっぱり急になってくるんだらうと思います。そういう意味で前回までのヒアリングを踏まえて今回新しく作っていただいたその費用の域の
3:01:35	3 ページとかですねこれ、大井 4 の、
3:01:39	設計方針を左側に作っていただいて高浜、美浜、
3:01:44	の内容をマジックで出していただいているんですけども、内容がこう説明することのインデックスになっていて、
3:01:52	この辺りで何ていうか下、もし設計方針が違うところについては環境条件等にどういう違いがあってだからどういうその設置したんですっていうふうな、
3:02:02	辺りがちょっとある程度低めでこう見える形になってくるとすごくすっきりするのかと。
3:02:07	いう感じはいたしました表の 4 と合わせて読むことである程度、こういうことかなというふうに諮りとれるあるんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

3:02:13	例えばもう少し一覧性を持った資料として、完成していただけるとすぐ貸し出しやすくなるに思いました。以上です。
3:02:20	関西電力のコモリですありがとうございます。おっしゃる通り
3:02:25	資料の4と、その資料の6をつなぐような、その際のサマリー的なものがちょっと紙に落とし込んでないためにちょっと説明がちょっと、
3:02:37	わかりにくくなったのかなというふうに思っております。ちょっと次回はですねその反省踏まえて、そのようなものをきちんと文字化して、それでご説明して、審査の効率化に努めて参りたいというふうに思っております。ありがとうございます。
3:02:55	はい。規制庁西内です。他は規制庁がよろしいですか。はい。
3:03:00	関西電力はもうよろしいですかね。はい。
3:03:03	ウェブ接続はもう大丈夫そうですね。事業本部よろしいですか。
3:03:09	はい。関西電力、事業本部ですコメントございません。はい。美浜発電所の方よろしいですか。
3:03:17	はい。関西電力浜発電所です。おめでとうございます。はい。高浜発電所の方もよろしいでしょうか。
3:03:24	高浜松江です特にございません。はい。規制庁西内ですそうしますと今日のヒアリングをここで終了にしたいと思いますありがとうございます等、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。